

平成24年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成24年3月7日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（22名）

1番	大塚 祐司	2番	飯嶋 正利
3番	宮澤 芳雄	4番	太田 將範
5番	伊藤 保	6番	島田 和雄
7番	平野 忠作	8番	伊藤 房代
9番	林 七巳	10番	向後 悦世
11番	景山 岩三郎	12番	滑川 公英
13番	嶋田 哲純	14番	柴田 徹也
15番	木内 欽市	16番	佐久間 茂樹
17番	日下 昭治	18番	林 俊介
19番	嶋田 茂樹	20番	高橋 利彦
21番	林 正一郎	22番	林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	増田 雅男
教育長	彗田 哲雄	病院事業 管理 行政 推進 課長	吉田 象二
秘書広報課長	伊藤 浩		林 清明

総務課長	神原房雄	企画政策課長 兼被災者 支援室長	米本壽一
財政課長	加瀬正彦	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	斉藤馨	環境課長	浪川敏夫
保険年金課長	石毛健一	健康管理課長	高山重幸
社会福祉課長	渡辺輝明	子育て 支援課長	林芳枝
高齢者 福祉課長	石井繁	商工観光課長 兼国民宿舎 支配人	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	増田富雄
会計管理者	花香寛源	消防長	佐藤清和
水道課長	小長谷博	病院事務部長	渡辺清一
病院経理課長	鈴木清武	庶務課長	加瀬寿一
学校教育課長	菅谷充雅	生涯学習課長	高野晃雄
体育振興課長	野口國男	監査委員 事務局長	馬淵一弘
農業委員会 事務局長	加瀬恭史		

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 大塚祐司

○議長（林 一哉） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。通告順に質問をいたします。

私は平成22年5月より政務調査の一環として飯岡・田中の池の有用微生物による水質浄化に取り組み、継続的に水質検査を行っています。毎年夏には悪臭が発生していた田中の池ですが、福岡県のアクアサービス株式会社が販売している自然界に存在する有用微生物商品であるアクアリフトを散布した結果、平成22年夏より、アオコは発生したものの、悪臭が発生するまでには至りませんでした。その後、津波被害によりごみが流入し、水質が悪化しましたが、昨年夏も悪臭発生は防止できました。11月ごろには水の透明度が上がって池の底まで見えるようになり光が届くようになった結果、水草が生えてくるようになりました。田中の池は地元市民の散歩コースにもなっているため、さらにきれいな池にしたいと考えています。池の中にあったフェンスは既に撤去されたようですので、池の掃除と水草の刈り取りをお願いいたします。

2つ目の質問に移ります。

旭市は、行政情報の伝達や行事などにおいて各区に協力してもらっています。しかしながら名簿の管理等は区の役員個人のパソコンでなされることがあり、担当役員が交代するごとにデータを管理するパソコンが替わります。地域の集会施設にパソコンを置いておけばデータの管理も容易です。市が使っていて不要となったパソコンを、希望する区に無償譲渡することはできないでしょうか。

エコテックに関する質問に移ります。

千葉県は、最高裁判決は手続きの瑕疵であるとして、改めて管理型産廃最終処分場設置許可に関する審査をすとのことです。しかしながら県議会本会議及び環境生活警察常任委員会の議事録や中継録画を見ていると、県の対応に疑問の声を上げているのは市民ネットや民主党などの議員であり、最大会派である自民党議員は代表質問や一般質問で取り上げていません。

平成21年6月県議会における請願95号、産廃最終処分場設置許可取り消し訴訟の上告取り下げを求めることについてが、環境生活警察常任委員会と本会議の両方で否決されていることなどから見ると、少なくとも県議会では設置許可に反対する勢力は少数であり、最終処分場設置が許可される可能性が十分あります。

地域住民が危惧しているのは、経営が悪化した事業者に見られる不適正処理です。この問題を解決するには、旭市が土地を買い取って直営で一般廃棄物処理場を運営する方法が最善だと思います。問題の土地を旭市が買い取ることは可能でしょうか。

4番目の質問に移ります。

政府から公表されている数値を基に市町村の各種データをまとめているパットマップ都市情報というサイトがあります。パットマップによると、旭市の人口1万人当たりの刑法犯認知件数は152件で、統計に出ている1,725市町村中210位と上位に位置します。人口当たりの刑法犯認知件数は横浜市の1.5倍、島根県出雲市の2倍、岩手県一関市の3倍となっています。これは日本一住みよいまちづくりを目指して、とのスローガンがむなしく響く数字です。

旭市では防犯のためにさまざまな努力がなされているのは理解しています。しかしながら、犯罪抑止力に効果的な防犯カメラが導入されていません。最も安価に防犯カメラを普及させる方法は屋外設置型録画機の利用です。電源さえあれば設置場所には困らないからです。ダイワボウ情報システムで購入できるOR2300PRO屋外専用録画機は25万円程度で、カメラ設置場所近傍に録画機を設置できます。カメラ本体は夜間でも使用できる投光型、または赤外線型を利用しても3万円から5万円程度で済みます。まとめ買いをすることにより値引き

が期待できるので、工賃を含めても、1か所当たり25から30万円程度で防犯カメラが設置できると考えています。100か所で2,500万円から3,000万円です。メンテナンスも簡単で犯罪抑止に効果を発揮すると思います。

5番目の質問に移ります。

今年4月より中学校の保健体育で武道が必修化されますが、市内の中学校が採用する武道の種類と柔道の安全対策についてご説明願います。

6番目の質問です。

市長は道の駅をつくって観光客を呼び込むとの考えをお持ちのようですが、どのような方法でどこから観光客を呼ぶのでしょうか。想定している客層についてもご説明願います。

7番目の質問に移ります。

旭市職員の退職手当負担金減免についての交渉の進捗状況について、千葉県市町村総合事務組合の組織概要、事務局の職員数、職員はどこから出向しているのか、直接の交渉相手等も含めてご説明願います。

8番目の質問に移ります。

平成19年度から23年度までの5年間の一般行政職上級の一次試験合格者の成績上位4名と下位4名の二次試験合格率についてご説明願います。

9番目の質問に移ります。

旭市職員によるセクハラ、パワハラなどのハラスメント対策についてご説明願います。

最後の質問です。

1月に、筑波バイオテック研究所社長で筑波大学名誉教授の前川孝昭先生をお招きして議員研修会を開きました。同社は今年5月に阿見町にパイロットプラントをつくって、藻からつくる航空燃料及びバイオディーゼルを空港や航空会社に納入する予定です。100%バイオディーゼルの工場引き渡し価格は66円程度、旭市から阿見町までの距離は60キロ余りです。運送料と手数料を上乗せしても事業として成立する可能性が高く、旭市及び中央病院が保有するディーゼル車両、ボイラーなどにバイオ燃料を導入できないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、1点目の飯岡・田中の池についてお答えをさせていただきます。

初めに、議員自ら田中の池の水質浄化にご協力をいただきましたことに対しまして改めて御礼を申し上げたいと存じます。

この田中の池でございますが、昨年の大震災に伴う津波によりまして、議員のお話にもありましたように、ポンプ施設の浸水や土砂等による流出物の堆積などの被害を受けたものでございます。また昨年夏ごろには水質の悪化が確認されましたので、応急措置としてポンプ施設の復旧をいたしまして水質の浄化を図ったところでございます。

ご質問のフェンスであります。昨年末に議員からご意見をいただいておりますので、早速その設置した目的や必要性につきまして改めて調査をいたしました結果、そのフェンスは管理上不要であると判断をいたしまして、昨年末に撤去したものでございます。

次に、水草の刈り取りや池の清掃につきましては、津波により湖底に堆積した流出物や汚泥の環境調査を行う必要がございますので、新年度におきまして調査を行った後に速やかに撤去を検討したいと考えております。

また、水草などの水生植物の適正な維持管理を行う中で、議員からご指摘がありましたように、今後も地域住民の皆様の憩いの場にふさわしいような維持管理に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 不要なパソコンを区に譲渡できないかとのご質問にお答えします。

市としては、不要になったパソコンといえども、市の外部の方に譲渡しない方針としております。

その理由ですけれども、本年度、新しい機器との入れ替えによって処分しているパソコンがあります。でも、このパソコンは平成17年度から使用したもので故障が多くなっており、譲渡しても長く使えないんじゃないかと考えているからです。

それから二つ目に、市のパソコンは市民情報を扱っていますから、譲渡する場合、個人情報情報の漏えいを防ぐため、記録データを完全に消去すると、元データを復元できないようにしなければなりません。そのためにソフトを購入し、撤去作業を行うということになります。

三つ目の理由としまして、さらに、それを使用するにはソフトのインストールや設定を初めから行うことにより必要なソフトを購入しなければならない。

このように経費や手間がかかることや、個人情報の扱いの問題もあり、譲渡しない方針で

ありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、6番目の道の駅の関係です。お客の層、客層に関するご質問でございました。

道の駅のお客さんですけれども、大切なことは地元の市民に喜んでいただける交流施設でありたい、このように考えております。その上で、夏場の観光や交流イベントなどで旭市を訪れた方々に道の駅の魅力を知っていただき、リピーターになって、その方々の口コミにより1年間、周年人気のある施設になればと考えております。

旭市には農水産物をはじめすばらしい素材があります。今後、道の駅建設準備委員会で設置場所など重要な部分の協議を行って、旭市らしい道の駅となるような整備計画を策定してまいります。

集客方法についても、さまざまな団体等から建設準備委員会に就任していただいた15名の方から、幅広い知識とおもしろいアイデアをいただきながら進めたいというふうに考えております。議員さんからもいろいろな意見をいただいております。それぞれ議員さんからいただいた意見を準備委員会に報告させていただきますので、今後とも応援よろしく申し上げます。

それから、バイオ燃料の関係がございました。

市が保有するディーゼル車両だとかボイラーなどに藻類、藻を使ったバイオ燃料を導入できないかというご質問がありました。藻類を原料とするバイオ燃料は次世代のバイオ燃料として注目されているようです。これは議員さんから新聞記事をいただいて読ませていただきました。茨城県内の事業所が来年から航空機向けに本格生産するとなるわけですけれども、価格面、供給の安定性、それから給油の体制だとか、車のエンジンやボイラーなどへの影響、それから現有ボイラー施設改修の必要があるのかないのか、そういった不明な点がまだあります。現段階では普及の動向を見守りたいと、こんなような状況であります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは3番目のエコテックが所有する土地について旭市で購入はできないのかというご質問にお答え申し上げます。

エコテックにつきましては、最終処分場設置許可処分取り消しを求める行政訴訟に関して、平成22年9月9日に、最高裁において県の上告を不受理とする決定がなされたものでありまして、この土地については、旭市は現在買い取る必要性はないものと考えておりますので、お答え申し上げます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうから4点のご質問にお答えをいたします。

最初に、犯罪抑止についてということで、防犯カメラの導入をというご質問でございます。

旭市における刑法犯認知件数につきましては、確かに横浜市等から見ると高いという部分がございますが、旭市においても防犯指導員等のパトロール、それから自主防犯組織、地道な活動によりまして減少はしてきております。また、本年度から毎年7月1日を防犯デーと定めまして、各区において防犯活動を行っていただきまして一定の効果が得られたものと考えております。

その中でも多いのが自転車の盗難ということでございます。平成23年度上半期、旭駅東側仮設駐輪場で24台の自転車の盗難が発生したと。下半期につきましてはボランティアによるパトロールにより、現在では改善をされております。しかし、12月末の数字で見ますと、認知件数129件、県内23位という多いのも事実でございます。

市といたしましても、自転車の盗難対策としまして、旭駅東側仮設駐輪場に防犯カメラ2台を設置するための予算を計上いたしましたので、しばらくは設置後の推移を見守りたいというふうに思っております。

また、抑止力としての防犯カメラの設置につきましては、旭警察署より情報をいただきながら、ご提案をいただきました内容も併せて関係機関と検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、7点目の部分ですが、退職手当負担金についてという部分で、千葉県市町村総合事務組合との交渉の進捗状況、また事務局の職員数、職員はどこから出向しているのかというご質問でございます。

初めに、千葉県市町村総合事務組合の事務局職員数でございますが、これは33人でございます。全員プロパー職員でございます。他団体からの派遣されてきている者はいないということでございます。

それから、千葉県市町村総合事務組合との退職手当負担金の交渉の進捗状況ということでございますが、旭市の退職手当の累計収支につきましては負担金の支出超過ということになっております。これは議員のおっしゃるとおりでございます。総合事務組合では、負担金の是正措置としまして、平成23年度から負担金の減免制度を導入しております。内容については、累計収支超過額が市の場合76億円を超える分の額については負担金から減免するというものでございます。

旭市では平成22年度末時点で69億735万円の超過というふうになっていることから、昨年12月21日、これ以上累積収支を拡大させない是正措置をとるよう、要望書を提出する旨、組合事務局に伝えております。事務局では、旭市から要望書が提出されれば、組合長に報告し、組合議会にも報告することになるということでございました。いずれにしましても、組合議会での審議が必要になるとのことでありました。

これを受けまして、市では3月1日に市長が直接総合事務組合に出向きまして、要望書の説明、提出をしております。内容でございますが、1点目としまして、累計収支の黒字額の下限を76億円から70億円に引き下げること。2点目としまして、一般負担金の負担率を全市町一律ではなく、医師や看護師など勤続期間の短い職員の出入りの多い病院職については、負担率の見直しを早期に検討実施すること等の内容でございます。

続いて次の質問でございますが、職員の採用試験についてという部分でありまして、過去5年間の一般行政職上級の一次試験合格者の成績上位4名と下位4名の二次試験合格率についてのお尋ねでございます。

上位から申し上げます。1位40%、2位80%、3位80%、4位40%、下位につきましては、4位が40%、3位が60%、2位が20%、1位が40%というふうになっております。

次に、職場のハラスメントについてのお尋ねがございました。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントにつきましては、近年さまざまな職場でハラスメントの発生事例が報告され、社会問題になっていることは承知しております。また、厚生労働省から「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」の報告が発表されるなど、ハラスメント対策が社会的にも求められている時代になってきているというふうに考えております。

市では、現在対応マニュアルについては作成をしておりますが、把握した場合につきましては総務課が中心になりまして、事実関係等の調査を行い、関係者と協議し、被害者の立場に立った対応を心がけているところであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうからは5番目の中学校保健体育の武道必修化に伴います市内の武道の種類と、それから柔道の安全対策はというご質問に対して回答をさせていただきます。

今ご質問がございましたように、平成24年度より中学校は新しい学習指導要領の完全実施

となります。その中で保健体育のほうでございますが、武道が必修化ということでございます。

武道につきましては、柔道、剣道、相撲の3種目の中から学校のほうで選んでいくというふうになっております。これにつきましては、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどその他の武道についても履修させることができると、こうなっております。

平成24年度の各中学校の年間指導計画のほうでございませけれども、柔道のみを選択している中学校は干潟中学校1校でございませ。

それから、剣道のみを選択している中学校は第一中学校、海上中学校、飯岡中学校の3校でございませ。

それから、柔道、剣道、または相撲を選択している中学校は第二中学校でございませ。

第二中学校では、1年生のときに柔道、あるいは剣道それぞれ6時間ずつ実施をする予定であります。2年生になりましたら、柔道、剣道、どちらか1種目を選択して12時間ほど実施する予定であります。3年生になりましたら、相撲を加えた3種目から1種目を選択して13時間実施する予定であります。2、3年生時では、種目を選択する際には、場所の広さとか、あるいは道具の数量、こういったものにも限りがありますので、ガイダンスをやっていく中で生徒の希望を尊重しながら実態を見きわめて決定していきたいと、このように考えております。

それから、柔道の安全対策のほうでございませけれども、旭市教育委員会といたしまして最優先課題と考えております。間もなく文部科学省のほうから指導の手引きが出るということで聞いておりますが、それを待たずに市のほうで独自に、安全対策を重視して、ガイドラインを保健体育科、特に柔道専門の保健体育科の教員と打ち合わせをしながら独自でガイドラインを作成していきたいというふうに考えております。作成していくということでございませ。それで、今申し上げましたように、年間指導時数が非常に少ないと、6時間程度でございませるので、ですから、例えば礼節とか柔道の意味とかそういったもの、あるいはやるとしても受け身、こういったものを中心に指導していくと。2年目につきましては、今申し上げましたように非常に授業時数も少ないものですから、型練習程度まで行ければいいのかなということを今考えております。それで、よく乱取とか言われる自由練習でしょうか、こういったものについては、今申し上げましたように非常に時数が少ないというところでございませるので、基本的には取り入れないという方向でガイドラインをつくっていききたいと考えております。

また、安全対策ということで施設設備の安全点検はもちろんでございますけれども、例えば畳の上にマットを敷いて衝撃をやわらげる手だてをとったり、あるいは授業の前、あるいは授業中、授業の後の健康観察をより一層綿密に行いまして、安全に対する配慮を徹底していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） それでは、病院のハラスメント対策についてお答えいたします。

病院ではセクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する規程を平成23年3月に定めたところでございます。6月には全職員を対象とした「ハラスメント防止について」の講演会を開催し、教育研修を行っております。また、各部署に相談窓口を設けまして、相談員を置いて防止に努めているところでございます。

ハラスメントの事案が発生した場合や、そうした申し出があった場合には、相談員が事実確認を行いまして、その報告に基づいて病院長を委員長とするハラスメント対策委員会が開催され、事実の認定、被害者及び行為者への対応、再発防止策等が協議・決定されることになっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、1番の田中の池のほうですけども、都市整備課の課長さんをはじめ課員の方々には浄化にご協力していただきまして、誠にありがとうございます。あそこはあくまでもサンプルでありまして、有用微生物で水がきれいになりますよということなんです。水がきれいになるとどうなるかという、農作物がよく育つ、その会社の社長によると硫化物を分解させる、窒素酸化物を分解させる、それによって単体の硫黄、それから窒素ガス等、無害なものになって味がよくなって根腐れが起こらなくなるということをおっしゃっていました。本当はこれ兼田貯水池なんですね、私は一番導入すべきなのは兼田貯水池、あそこはアオコがほぼ通年発生してしまっていて、あそこが水質が改善されたら随分違う。ここのアクアサービス株式会社のもは100万トン、200万トン規模の水質も浄化していますので、48万トンの兼田貯水池というのはその会社の許容範囲、これはもう人の手で散布するのではなく、環流ビオトロンという、買ったなら1,500万円、レンタルは月額20万円程度の機械で散布します。ぜひ一度福岡県に行く機会がありましたら、こちらの会社へ顔出して、あるいは施設を、ここは浄化した施設ですね、福岡城の美術館のところにあるお堀とか堀に

は思えないきれいな透明な水になっています。ぜひ見ていただきたいなと思います。1番のほうは非常に都市整備課がよくやってくださっていますので、これで終わりにします。

次ですけれども、おっしゃるとおり確かにパソコンというのは五・六年もすると故障が出てきます。データの流出については消去すればいいのですが、それもお金がかかりますし、買った後、ソフトが必ずしも入っているとは限らないということで、こちらのほうも市のご回答のとおりでやむを得ないかというふうに思います。

それから、三つ目のエコテックについてですけれども、これが今のご回答と私の認識とずれているんですけれども、県のほうでは手続きの瑕疵があつて、申請そのものは生きていますよという解釈なんですね。それで、自民党がこれ反対していないんです。つまりこのまま行くと通る可能性、書類さえ整えば、あるいは資金が準備できれば通る可能性が十分あると思うんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

エコテックにつきましては、千葉県がその許可権を持っているところでございまして、現在その申請がまだ生きており、審査中ということでございまして、自民党がどうかということにつきましては我々は承知していませんので、お答えはこの辺にしたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 実は最近、解決する糸口が見えてきたと思うんですけれども、国が瓦れき処理の補助金を出すというふうに言っていました。2,000万トンに対して1兆円の予算ですね。自治体に対してかなり1トン当たり何万円という予算が下りる可能性があるんです。エコテックが事業を始めるに当たって110億円程度の資金が必要なんですね。それで、受け入れる量によってはそれをはるかに上回る、100億円単位で上回る助成金が入ってくる可能性があります。瓦れきといっても、そのままぼんと持ってくるのではなく、分別して、ある程度そろったものを持ってきて、燃やして、一般廃棄物として埋めるというだけで、千葉県としては受け入れを表明しています、知事が。それで2,000万トンの瓦れきを、ほとんどまだ処理が終わっていないんですけれども、もしこれ旭市が手を挙げて、県や国と協力して、エコテックに交渉を持ちかけて、その土地を旭市で買います、瓦れきを受け入れます、50万トン受け入れますとなれば、この問題、解決する可能性があるんですけれども、この瓦れき受け入れ、これについて検討する気はあるのかないのか教えていただけますか。なぜかとい

うと、ここ70万トン処理できるんですね。瓦れきを仮に50万トン受け入れて、エコテックの問題を解決しても、さらに一般廃棄物の最終処理場として利用できる。このような解決の糸口があって、地元の方としたら一番怖いのは、産廃を受け入れるだけ受け入れて、あと倒産して誰も管理できなくなってしまう、これを一番恐れている。それはもう市長もよくご存じのとおりなんですけれども、瓦れき受け入れ、つい最近出てきた話なんですけれども、これについて旭市は国や県と相談して解決に持っていくということは考えないのかどうなのか、市長のご意見をお聞かせいただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、大塚議員から新たな考え方を聞かせていただきました。確かに今、全国というより東北3県の瓦れきの受け入れというような部分で、国も深刻な問題になっているわけでありまして、私どものほうの最終処分場ということにつきましては、もう住民投票をしております、あくまでも最終処分場は駄目だという住民の固い思いがあるわけでありまして、その辺はこれからの瓦れきの問題と、最終処分場の問題、少し違うところがあるのかもしれませんが、住民の考え方、地域住民の思いを十分聞いてからでなければその行動には移れないと、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 市長のおっしゃるとおり一番大切なのは住民のご意見で、理想的なのは何もない単なる更地のままで終わらせる、これが一番いいんです。ただ、県の議論を見ると、これはもう許可する方向に動いているとしか思えない。公平にやっていると言いつつ、引き続き厳正なる審査をすると、そして自民党議員は全く反対せず、数の少ない市民ネットが頑張っている、こういう状態なんです。これはもう通るんじゃないかと思ってしまうんです。それで、こちらについては確かに住民のご意見が一番大切ですので、意見を聞きながら、ただし、スピードも大切ですね、国はもう24年度末までに瓦れきを処理したいという方針ですので、助成金の額等もまだ正確には決まっていますが、かなりの額が出るはずですので、スピード感も必要です。その辺一気に解決する可能性のあることですので、検討していただければいいと思ひます。ここで、例えば退職手当負担金、後でやりますけれども、ここでやらないやらないと言って、最終的にはやっていたらいいので、そういうふうにはここでは分かんないと言って陰でやっていたらいい、それは全然、やっていたらいい問

題ありませんので、ぜひスピード感を持った検討をお願いしたいと思います。エコテックの問題はこれで終わります。

次、犯罪防止ですけれども、旭駅東側に防犯カメラを設置、やはり窃盗というのはカメラがあるところじゃなかなかできないですね、捕まりたくないですから、ちなみにこれは予算、カメラ何台設置するか分かりませんが、幾らぐらい予算をつけたのか教えていただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 駅の東側ということで関連で私のほうでお答えさせていただきます。

予算としては、工事請負費で131万円ほど、それから役務費で27万5,000円弱、こういった状況でございます。カメラは2台でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） きょう私が提案させていただいたカメラはもっと安く済みますので、ぜひ次からそちらのカメラも、別にその業者と私、何のつながりもありませんけれども、ダイワボウ情報システムってダイワボウの関連会社なのかなと思いますけれども、検討していただければと思います。やはり見回りだけは、夜間見る人がいませんし、逃走経路もいろいろなところを想定できます。カメラを例えば100か所設置して、カメラのないところに100か所、旭市内には防犯カメラを100か所設置しますと張り紙するだけでもかなり違ってきます。実際私自身は盗難被害ってあまりあったことがないんですけれども、中央病院で久しぶりに、何十年かぶりに、小学校のときに自転車を盗まれて以来、車を盗まれて、結局やっぱり犯人はみんな見ているんですね。見ているんだけれども、結果的にはそういう抜け道があって盗まれて、結局警察の捜査によればそのまま外国人の経営する解体工場に持ち込んで輸出されたそうですけれども、そういうこともありまして、やっぱり都市部、横浜より犯罪が多いというのは決して褒められた話ではないので、ぜひこちらも検討していただければと思います。

次、中学校の武道必修化ですけれども、こちらについてはもう十分マスコミ等でも報道されていますし、旭市も最優先で取り組んでいただけるということですので、これで結構かというふうに思います。

次ですけれども、7番、退職手当負担金、こちらも初めは9月、12月の一般質問に対する

対応を見ていて、どこの自治体の答弁だというふうに思っていたんですけども、76億円まで待たずに70億円、もうこれ以上は払いません。早ければ今年度払った分が戻ってくるということですから、それについては執行部の方々よく頑張っていたなというふうに思います。あと議会でも意見書を今、最終日に審査して、議員さん方の協力をお願いしているところで、議員さん方も非常によく勉強して、協力してくださっていると感じています。

では次、8番の採用試験なんですけれども、上位の合格率が80%というのは理解できるんですけども、何か下のほうの合格率が妙に高いような気がするんですね。それで、二次試験の合格率というのはその年によって違いますけれども、19年度から23年度で一番低い年で41%、一番高い年で50%ですね、一次試験合格者の二次試験合格率というのは。5年間、トータルでやりますと45%程度なんです。下の人が何でこんな、60%とか40%とか、成績悪い人が受かるのかなと。なぜかといいますと、一次試験合格者、一番少ない年は平成19年8名、多い年で15名なんです。どの年の人だというのはプライバシーの問題でできないでしょうけれども、妙に下位の人の方が合格率が高いような気がするんですが、これは二次の面接試験の成績がよかったからと考えてもよろしいのでしょうか。その辺ご説明いただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 成績上位より下位の部分も二次試験採用になっているという部分でございますが、職員の採用に当たりますと、一次試験の筆記試験の点数のみだけではなくて、当然二次試験での集団討論、面接を実施して、市職員として社会性、積極性等の資質を有しているかどうかを見ていると、要は人物重視の採用を行っているというふうにうちのほうは考えております。そういった中において、一次試験下位であったという部分ではありますが、その下位の部分につきましても、全国の自治体の受験者の平均点という、共通の試験の中において平均点以上という部分を合格の最低ラインというふうにしておりますので、たまたまその合格のラインの中の一番下の部分という中において、それが合格率としてある程度あるという部分については、集団討論、面接重視という部分の中で考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 公務員一般行政職というの、法律とかそういう項目になってくると思うんですけども、そのような筆記試験が低い人が集団討論でそんな優秀なのかな、目立つのかなという気はするんですね。あとは個別の面接でもそんなに光っているのかなということ

はあるんです。なぜかという、旭市の話ではないですけども、ほかの自治体とか、やはり明らかにその自治体の職員のレベルじゃない人が入り込んでいる、そして職場不適を起こす、そういうケースがあるんです。何で私はこれを絶対おかしいと思ったのか、もう中学校、高校のころから問題が出ている、それから職場に入ってからもしょっちゅう休んでいる、休職期間3年間終わってもさらに正職員として在籍している、これは絶対おかしいなと私は思ったんですね。旭市の話じゃないですけども、そういうことがいまだにまかり通っていると。旭市が、私は不公正にはやっているとはとても思えませんけれども、ペーパー試験下位の人がこんなに合格するのかなと少し不思議に思います。これ以上はもう個々に見ないと何とも言えませんので、いい悪いの価値判断は省きますけれども、合格点平均じゃなくて、上位30%とかもう少しランクを上げたほうが公正に見られるのではないかなというふうに思います。私この成績がちょっと下のほうの人の合格率が高過ぎるように自分はそのような印象を持っています。

では、次の9番目ですけども、旭市役所及び旭中央病院で総務課長、あるいは事務部長はこの1年の間、ハラスメントがあります、セクハラ、またはパワハラがありますよという情報提供を受けたことがあるのかなのか教えていただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 市において、23年度についてそういったパワハラ等あったかという部分でございますが、うちのほうの認識としましてははっきりとしたセクハラ、パワハラの相談というのは受けておりません。おりませんが、その中においては人間関係に起因した相談ケースとして他の職員への不満等という部分については受けております。

こういった部分については良好な職場環境をつくるということで、職員同士の気遣いや思いやりが必要不可欠であるというような中において、職員に周知徹底をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） この1年間の事案でございますが、平成23年10月に職員から上司によるパワーハラスメントを受けたとの申し出がありまして、相談員が事実確認を行い、ハラスメント対策委員会で審議をいたしました。結果としてはハラスメントに該当する事実は認められなかったというものがございました。この1件でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） まず、市ではマニュアルを作るべきだと思うんですね。マニュアルを作らないと最低限の対応もできませんし、ハラスメントと疑われる事例について市長が知らなかったなんていうことにもなりかねませんが、マニュアルを作る、あるいはその他対策をするなどの予定はあるのかなのか、市役所のほうは、教えていただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、議員さんからお話がありましたハラスメントが発生した場合に早期に対策がとれるマニュアルをということでございます。これにつきましては、今マニュアル等を設けるといふふうに考えております。マニュアルを設けると同時に職員研修を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 職員研修はぜひやっていただきたいと思います。なぜかといいますと、旭中央病院のこのマニュアル、非常に立派、よく書けていますし、制度としてはいいんですけども、じゃ、実際被害者がここまで到達するかというと、そうじゃないんですね。まずは周りに相談してどうしようと、じゃ、言ったらと言ったら、解決できるかどうか分からないから嫌だと、怖い、まずそこからなんです。ハラスメントをする人というのは自分がハラスメントしている意識がない。実はここに座っている方の中で2名、名指しで私のところにあの人ハラスメント、こうこうこういうことをやっていますという情報提供はあるんです。だから、こういうものは偉い人でもやってしまう。偉い人だからついつい、役所というのは権威主義で、上の人の言ったことそのまま通りますから、ついついそういうことになってしまふんだと思いますけれども、マニュアルをつくと同時に講習、それから信頼関係、特に担当する部署の人たちが信頼されないと、幹部が信頼されないとこれはもう形骸化してしまふと、ぜひ旭市役所におかれましてはマニュアルをつくって講習会をして、よりよい環境を作っていただきたいと思います。ここに座っている方というのはこれ氷山の一角で、そのほかの被害もこちらには寄せられています。

それから、最後ですけども、バイオ燃料ですね。こちらにつきましてはですけども、実はこれ旭市にとってはすごくいい話なんです。課長さんの答弁は大体想定していたとおりにんですけども、実はこういう答えにならないように12月に言ったんですよ。勉強会をしま

すから執行部来てくださいと、3月議会に出しますからと言って、秘書広報課に、この日にやるから来てくださいと、議員さん方みんなお金を出し合って、執行部はただ乗りできる、こんなおいしい話はないのに来なかったんですね。

それで、ドロップインフューエルといってそのまま使えるんですね、燃料は。私もそれ質問しました、先生に。国土交通省のBDF、これはバイオディーゼルです。アルカリ触媒法で製造生産されるBDFを対象にした案内です。弊社製造のBDFは過熱メタノール蒸気法、またダウ・ケミカル社の技術を導入し、バイオ燃料100%でも十分に対応できます。エンジンに影響するトラブルはないと思います。当日、実物でこの違いを示します。航空機燃料と同じく炭化水素にしてしまえばエンジントラブルの問題はありません。何言ってるかさっぱり分からないと思うんですけれども、ここを勉強していただきたかったんですよ。

ここなぜ大きいかといいますと、バイオプラスチック、それから業務用車両、バス・トラックですね、使われると大きく発展する可能性があるわけです。バイオ燃料、どこでも作れるわけじゃないんです。土地が必要です。それから工業団地が必要、化学処理しますから。それから光合成を促進するための二酸化炭素供給源として家畜のふん尿が必要です。それから、できれば暖かい、冬でも暖かいところ。それから大消費地に近いところ。旭市ぴったりじゃないですか。道の駅に10億円つぎ込むよりこっちに20億円つぎ込んだほうがよっぽど産業になると思います。恐らく作れば作るだけ売れる時代がそう遠くない将来に来る。現にもう実用化価格ですよ、66円で工場引き渡しであれば。例えば、今もう少し値段下がっているんですけれども、65円で阿見町まで取りに来る、輸送費がリッター5円ぐらい、それからそこに手数料を上乗せして80円、軽油80円で手に入るんです。それを旭市で使えばいい。今度、マツダがディーゼルの乗用車RVを販売しますけれども、ヨーロッパではもう半分はディーゼル車になっていますから、それが普及すれば需要がかなり増えてくる。旭市はもう先を行って、取りあえずここに工場を作るんじゃなくて、使ってみる、自分たちで。市長の公用車もマツダのRVにしてバイオディーゼルで、それで走らせるんですよ。黒塗りのクラウンよりはるかに格好いいと私は思うんですけどね。あとは輸送用の油であればリッター40円ぐらいできるそうです。これA重油の半額ですよ。非常にこれはいいビジネス。損をしないですよ。失敗したら撤退すればいいだけです。それで広がってきたら、旭市に作ればいい。そういうふうに思います。ぜひ、これも今のところ何も勉強していないので、執行部は答えようがないので、かわいそうなのであまり突っ込みませんけれども、議員さん方は一生懸命勉強して視察に行こうと、こういう話にまでなっていますので、ぜひ検討していただ

ければと思います。

それから、道の駅飛ばしていましたね、肝心の。道の駅についてはロコミでなんかは来ません。なぜかという、旭市の物は確かにいいですよ、おいしいです。私も毎年、イチゴ、メロン、梨を送りますけれども、物すごい好評で追加の注文が入る。今年も30箱近く送りました。それは初めからじゃなくて、初めは何箱か送ると、それを食べた人が欲しいといって注文がばあっと入るんですね。それくらいいいです。ただし、それくらいいいけれども、それだけ多くの方が食べているんですけれども、実際に旭市に足を運ぶのは私と妻の親兄弟だけです。来ないですわ、ここまで。観光施設が全然違うんですよ。1時間半かけたら、飛行機だったら札幌まで行ってしまうんです。新幹線だったら仙台へ行けてしまいます。勝てるわけがないんです。そこまでの、残念ながら観光都市として地位は確立できないと思うんですね。ですから、私はそんな観光、人を通年集めるような大それたものではなく、もう少し現実的に考えればいいと思います。駄目と言っているわけじゃないですよ。私は中央病院の敷地内、あるいは隣接地に直売所、それから座るスペース、お惣菜、地元の商店もありますから、そこと協力して、お惣菜を作る程度にしておけばいいと思うんです。そしたらお見舞いのお客さん用に果物を買う人もいます。逆に患者さんのためにお見舞い、買う人もいます。あの辺はスーパーがないですから、地元の人たちも利用できる。鮮魚店があるので鮮魚さえ売らなければ、地元の企業も圧迫しない。あの辺、市長の地元ですから、喜ばれるんじゃないですか、買い物スペースができれば。直売所を中央病院近隣に安く作る、それが一番いいと思うんですけれども、どうですか、課長、市長でもいいんですけれども。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 道の駅については、それぞれいろいろな考え方があろうかと思います。観光客を呼ぶということの大きな目標であれば、今大塚議員が言ったようなことになるのかもしれませんが、ただ、総合的にこの道の駅の目的というのは幾つもあると思って、私もそういった積極的に道の駅を設置したいというような思いでいるわけでありますので、これから今、建設準備委員会を立ち上げまして、十分その点、いろいろなことについて研究していただきまして、皆さん方にもアイデアを借りながら、いい方向で進めていきたいと、そんなように今の段階ではそれだけしか答弁もできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 旭市政の一番大切なことはまちを発展させるということですので、道の

駅と将来バイオディーゼルとどっちがまちが発展するかということをよく考えて、道の駅、絶対反対のわけではありませんので、予算をよく考えて、ほかに振り分けるときに、バイオディーゼルが発展したときに、旭市でやろうと思ったときにお金がないとなったら困ります。ですから、よくよくその辺りバランスを考えていただきたいと思います。ご存じのとおり浦安市、成田市、豊田市、碧南市、今お金持ちですが、初めからお金持ちだったわけじゃないです。ディズニーランドができて、空港ができて、トヨタの工場ができてお金持ちになった。旭市だって今たくさん休耕田ができて、人口がどんどん減ってきていますけれども、バイオ燃料、これによってまちの姿が大きく変わる可能性がありますので、ぜひとも道の駅で無駄遣いをしないようにしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 一哉） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） 12番、滑川公英。平成24年旭市議会第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年の東日本大震災から早くも1年が経過しようとしています。被災された方々には心よりお悔やみ申し上げます。

瓦れきの処理が東北3県ではいまだに5.6%の進捗率だそうです。旭市ではほぼ終了しようとしています。改めて東北3県の被害の甚大さが表れています。復旧・復興に向け、旭市政になお一層のスピードを求めます。

では、質問に入ります。

災害に対して行政、小・中学校等のマニュアルについて。

宮城県石巻市大川小の悲劇、教職員、児童84人が逃げ遅れて遭難いたしました。岩手県釜石市の釜石の奇跡、避難先を3度も変え、小・中学生全員無事がマスコミに取り上げられ、今でも話題になっています。

そこで、津波を含めた災害に対する避難マニュアルが東日本大震災後、旭市はどのようになっているのかお尋ねいたします。

2番目として、農業後継者対策について。

日本全国では既に農業者年齢が65歳を超え、団塊の世代がリタイアすると、農水省がいうカロリーベースの食料自給率45%以上なんて夢のまた夢です。立地条件に恵まれた東総地域でも高齢化が進んでいます。そこで、旭市内の農業者の平均年齢、専業農家の戸数、就農者数、平均年齢、また過去5年間の新規就農者、Uターン者数、定着率は旭市ではどのようになっているのかお教え願いたいと思います。

3番目に利用計画が白紙のいいおか荘解体について。

このことにつきましては、今議会冒頭に市長から予算執行を見合わせるとの発言がありました。海上中の跡地が5年もたつのにいまだに白紙。2月の全員協議会では、ともかく更地にすると説明でしたが、利用計画があれば解体もやむを得ないでしょう。しかしながら、飯岡中が移転してから考えるとのことでした。旭市国民宿舎運営委員会が合併時の持ち込み試算プラス大改修費合わせて4億円近い改修費の投入を答申。その結果が、1億1,000万円の累積赤字、4,000万円近い一般会計からの持ち出し、大改修を答申した委員会が貸し付けに懸念。大いなる矛盾だと思います。その委員会が即いいおか荘貸付先選定委員会となりましたが、利害関係者もあり、安易だったのではないのでしょうか。

お隣の香取市では工業団地6ヘクタールの譲渡先が市の希望する満足がいく答えではなかったということで、公募を延長しております。

旭市では再公募のお考えはあるのでしょうか。

4番目として、各公共施設の管理にかかわる委託料について。

伊藤前市長は合併時に、大きな市になれば専門職の採用により経費の削減が図られると述べておりましたが、一般会計予算書には数え切れないぐらいの委託料が計上されております。合併してもうすぐ7周年を迎えようとしています。公共機関の単純な委託料の総額はアバウトでどのような額になっているのでしょうか、お示し願いたいと思います。

5番目として、共和保育所で要望していた施設とかけ離れた施設ができた経過について。

共和保育所は、ここ五・六年前から庭園の20%ないし40%増が常態化していました。1、2歳児の遊び場確保に21年に中庭を砂場に改修、22年に後援会長ら保育所役員の皆さんが保育室の混雑緩和のために中庭の教室化、遊戯室の拡大をお願いいたしましたところ、遊戯室の拡大は基礎と屋根の構造を大幅変更するため無理ですが、中庭の教室化、教室のリニューアルはできる限りいたしますとの担当の話でした。しかしながら、23年秋に工事の落札内容を照会いたしましたところ、中庭の件は省略されていました。そして優先順位は我々が決めるとの話でした。詳しい経過説明をお願いいたします。

6番目として、震災復興特区について。

このことにつきましては、12月議会でも質問いたしました。県内では1月に3市が申請、総額1億7,000万円弱との報道がありましたが、旭市ではどの分野にどのような特区申請をするのかお示し願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 私のほうから滑川議員のご質問に対し、いいおか荘の解体について答弁をいたしたいと思います。

いいおか荘についてであります。施政方針でも申し上げましたように、いいおか荘につきましては解体する方向で考えてきたところであります。今後、さらに関係各位の皆さん方の意見を伺う必要があると判断いたしまして、当面解体につきましては見合わせをしたいと思いますのでご理解を賜りたいと思います。

なおまた、再公募をしてはということではありますが、同じ条件での再公募については現在考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、1点目の災害に対して行政のマニュアルはどのようなものがあるかというご質問にお答えします。

市におけるマニュアルといたしましては、旭市地域防災計画を基に旭市職員災害対応マニュアルを策定してございます。内容につきましては、職員の配備体制、避難所の設置、災害情報の伝達方法、被害確認報告等の系統、それと各課等が迅速かつ的確な措置をとるような地域防災計画を補完するものでございます。現在は地震、洪水、津波、大雨、暴風、大規模

事故などの状況に応じた職員並びに、災害対策本部と地区災害対策室の対応について記述をしてあるところでございます。

しかし、今回の東日本大震災というものを受けまして、今までの想定をはるかに超えている災害ということの中におきまして、地域防災計画の見直しと防災アセスメントを併せて実施しまして、小学校区単位の災害危険度の評価を行いまして、災害の形態を精査した上で、地域性を考慮した、今までにない津波避難計画、職員初動マニュアル及び業務マニュアル等を策定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、小・中学校の防災のマニュアルについて回答させていただきます。

現在、市内の小・中学校全20校で、すべての学校で防災マニュアルは作成されております。ただ、昨年3月のああいふ震災がありましたので、その後各学校で内容について実態に合ったもの、あるいはその地域等に合ったものにどんどん修正をしております、ほとんどの学校で今修正済みというところでございます。

すべての学校で防災マニュアルあるんですが、2校ほど、どういう取り組みをするかというところでちょっと具体的な例をお話しさせていただきます。

最初に、昨年グラウンドまで津波が来た飯岡中でございますけれども、飯岡中につきましては津波の発生を想定いたしまして、その状況により第2次避難等を計画しております。具体的には、まず最初に、津波が屋上へ行って目視できる場合と、こういった場合は30分以内には津波が来るんじゃないかと、来襲する可能性が高いということで急いで特別教室棟、これは一番北側にある特別教室棟でございます、ここは耐震基準をクリアしております。また南側、海側に校舎等がありますので、直接津波等の被害、そういったものが少しは緩和されるのかなということで、特別教室棟の4階へ避難すると、緊急の場合と、早く来る場合。それから、津波の予報は出ているけれども、波の到着まで余裕があるというふうに判明した場合には、ひとまず校庭へ避難して、その後徒歩で北の高台、これは横根の丘のほうですか、そちらのほうに向かうということでマニュアルができております。それから、津波の来襲が不明の場合はひとまず特別教室棟に避難すると。その状況によりまして、保護者への引き渡し等を考えていきたいということで、具体的な計画ができております。

それから、津波の被害があまり想定されない、内陸部にあります中和小学校の例なんです

けれども、中和小学校では第1避難場所を校庭、第2避難場所を体育館、第3避難場所を3階及び屋上としていますが、ただ、土砂崩れ等の危険が予想されるため、最終避難場所につきましては干潟支所という形で計画ができております。

今後、各学校に対しまして安全教育の充実と地震、津波、あるいは火災想定及び不審者対応の避難訓練等を実施していく中で、さらに修正を加えまして、実際に役立つマニュアルにしていくように指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから農業後継者対策につきまして、農家数、あるいは後継者の定着等につきましての数のご質問がございました。お答えさせていただきます。

最近の平成22年度の農業センサス、この結果によりますと、販売農家数、これにつきましては2,519戸でございます。この2,519戸のうち、専業農家につきましては843戸、第一種兼業農家につきましては729戸、第二種兼業農家947戸となっております。

議員のほうから平均年齢というようなことでご質問いただきました。申し訳ないですがけれども、なかなか統計の中で農家の平均年齢が実はちょっと把握を我々もしておりません。ただ、国のほうでは、よくうちのほうも平均年齢、国が発表します資料でございます。国では平成22年度66.1歳、これどこからとったのかなとやっているんですけども、66.1歳になっております。ただ、統計の数字の中で旭市の農家数、農家をやっておる方々が5,077名います。そのうちの65歳未満の方が約6割の3,072名いるということで、我々としましたら、国の平均の年齢66.1歳よりは旭市は低いのかなと、そんなふう考えております。

それと、新規就農者の関係につきましてご質問いただきました。

平成18年から平成22年、この5か年の新規に就農された方の合計、我がほうでは95名ということで確認をしております。この95名のうち定着されている方が65名ということで、定着率は68%、そういう数値を持っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、私のほうからは4番の各公共施設の管理にかかわる委託料ということで、アバウトで構わない、幾らぐらいかということでございました。

24年度予算におきます施設の管理に係ります委託料ということで、例えば清掃であるとか

自家用の電気工作物であるとか、その他もろもろ入れまして、施設管理に係る委託料として約1億6,000万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから5番の共和保育所で要望していた施設とかけ離れた施設ができた経過についてということについてお答えしたいと思います。

滑川議員さんがおっしゃっているのは中庭の、今回設置した屋根のことだと思いますけれども、今回中庭に屋根を設置した経過につきましては、中庭そのものが風を取り入れるとか光を入れるとか、それから火災が発生したときの排煙機能とかということを持っている場所でございますので、そういった機能を損なわないように中庭の機能を生かした施設としたものでございます。

それから、今回工事を実施するについては今年度、23年度の、俗に言う七役、役員と事前にご連絡をして、協議をさせていただいて、要望があった中から優先順位を決めて実施したところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 復興特区について、どの分野にどのような事業を予定しているのかについてお答えいたします。

東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金ということでお答えをさせていただきたいと思います。旭市において、今月、事業計画書の提出を予定しているのは5つの事業であります。国と協議を進めていますので、各省ごとにご説明を申し上げます。

国土交通省所管の都市防災総合推進事業、具体的に申し上げますと避難タワーだとか避難誘導看板等の施設であります。

2つ目は、同じく国土交通省、都市防災推進事業、これはボーリングによります液状化の調査及び対策等であります。

3つ目といたしまして、やはり同じく国土交通省の所管のものでありますが、避難道路の整備というものも考えております。

4つ目といたしまして、農林水産省が所管しています被災した農業集落排水施設の耐震性に考慮した復旧というものも考えております。

それから5つ目、環境省の所管になりますけれども、被災地における合併浄化槽の入れ替

え事業、この5つでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

1番目のマニュアルについてなんですけれども、お答えの中では大体そろっていると、それでスタンダードのほかに各地域に合った個別のマニュアルを持っていると、そのように考えてよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 小・中学校につきましては、先ほど申し上げましたように、各地域の実態に応じたマニュアルということで作成をしております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 本庁に関しましては、個々のものよりも全体のものを考えているように見受けられました。それで、2月に竣工式が行われました矢指小は恵まれたすばらしい校舎に生まれ変わりましたが、すべてが平屋です。保護者の中には津波に対する不安があり、旧校舎の一部を残したらとの意見もあったそうですが、保護者に対する安心・安全の周知徹底については学校としてはどのようにしているのでしょうか。また、すぐ近くの日の出保育所の安心・安全についてもぜひ保護者に対する周知徹底をお願いしたいと思いますが、その辺につきまして。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、矢指小学校でございますが、昨年子どもたちと一緒に、飯岡小学校でも実施したんですけれども、避難を想定して遠足という形でやってまいりました。一応、まだ市のほうとの調整等も進んでいない状況ではございますけれども、あの辺で一番高いところということで、昨年につきましては中央病院のほうへみんな遠足に行ったということで、どのくらい時間がかかるとか、そういったことで確認をしたということでございますけれども、今、矢指小につきましては、もしも緊急の場合は体育館のギャラリーになってしまいうんですけれども、そこが大体海拔11メートルぐらいということでございますので、本当の緊急の場合はそこかなと、それから時間がもしも読める場合は、先ほど申し

上げましたように、今回遠足をやったわけでございますけれども、その近くの中央病院、あるいは旭農、こういったところを場所として考えていきたいと。ただ、その場所につきましては調整をまだ今後して、校長先生のほうから年度当初に、その辺については具体的に、保護者の方々に安心感を与えるという意味でも、もう一度検討して何らかの形でお伝えをしていきたいと、教育委員会といたしましても一緒に調整をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 日の出保育所につきましては、日の出保育所に限らないんですけれども、保育所は毎月避難訓練というものを実施しております、唯一、小学校、中学校と違った点といえば、小さいお子さんがいて、自分の足では歩けないということをまず保育所は想定をしなければならない。まず第一義的には保護者に連絡をして迎えに来ていただく。前回の、去年3月の大震災のときもそうでしたけれども、お迎えに間に合わない保護者がいた場合には職員が例えば自分の車に乗せて、とにかく避難をするということで、そういった意識の啓発にはこれからも、保護者も含めて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。今後ともよろしく願います。

新聞報道によりますと、津波避難ビルの指定状況は2月末現在で、旭市では震災前も震災後も1だと思いますが、現在、どこのビルで、これから先の指定はあるのか。また、本年度予算に2か所、7,000万円と言われる津波避難タワーの設置予定地と収容人員、大きさ、高さ等、分かる範囲の中で説明をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 避難ビルにつきましては、かんぼの宿でございます。今のところその1件でございます。今、議員さん言いましたとおり、新聞にもそういう形で載っております。ほかの地域については避難ビルという部分について、例えばお隣の匝瑳市は6か所というふうになっております。というのは今までなくて、結果的に小・中学校と総合支所、野栄のほうの役場という部分をそういうビルにするということで、従来の形で検討している中で、の安心・安全という部分かと思えます。うちのほうとしては、今回このような大きな災害が

ありましたので、改めて見直した中での避難ビル等々についても検討していきたいということで今のところかんぽの宿だけというふうになっています。これから検討していきたい。

それともう1点、避難タワーのお話がありました。これについては場所的にはまだ決まっておられません。いずれにしても、避難ビルとかそういう高い建物がない場所について避難タワーを設置したいというふうを考えております。高さでございますが、その高さについては大体12メートルぐらいと、というのは津波の予想という部分については、高さについて、今の国のほうで2つのレベルを考えていると、最大のレベルという部分が10メートルというふうになると思いますので、それ以上の高さがなければという部分ですので、単純に言えば12メートル、ただ、海拔の高さがありますので、それについてはその場所によって違ってくるという部分であります。

それから、収容人員については80名から100名というふうに予定をしているところでございます。

よろしいでしょうか……

(発言する人あり)

○総務課長（神原房雄） 大きさについては50平米ですか、100人という部分の中において50平米というふうになっております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

ほかの市町村から比べると、県内でも避難ビルにつきましては大分遅れていると思いますので、もし指定するようであればなるべく早くスピードを持ってやっていただきたいと思えます。

それでは、2番目の農業後継者対策について。詳しくありがとうございました。

後継者対策の中でもう一つ重要な対策を考えなければなりません。それは既存の後継者の配偶者問題です。皆さんもご存じと思いますが、同僚議員の木内欽市議員が婚活、出会いコンシェルジュということで大変奮闘しております。30代、40代の後継者で、配偶者がいないという方が市内各地に多々見受けられますが、少子高齢化対策にも関係しますが、農業だけにかかわらず、行政として配偶者対策をどのように考えているのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） それでは、農業委員会から農業後継者対策のうち、農業

後継者の婚活等について申し上げます。

後継者の婚活につきましては、市では農業者に限ったことではございませんが、市民生活課で行っております旭市出会いコンシェルジュ事業によりまして、さまざまな出会いを創出する事業を展開しております。農業委員会でも委員がコンシェルジュとして参加しております、運営に協力しているところです。今後も農業委員会、農業委員相互のネットワークを生かしまして、対象者となりそうな方々への働きかけ等を積極的に進めてまいります。

また、農業者の婚活につきましてはJAちばみどりでも活動を始めておりまして、これらの関係機関と連携を図りながら根気よく進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

例えばその場合、婚約できたとかそういうことに対しての報奨金ですか、そういうこともあるんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤 馨） それでは、今のご質問にお答えいたします。

今、結婚、婚約なされた二人に対して報奨金が出るかということでございますけれども、まず出会いコンシェルジュの中で、協議会の中でご結婚が分かって、こちらのほうに知らせが来た場合にはちょっとお祝い金的なもの、商品券をお渡しはしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

どのような小企業でも、魅力のある経営であれば、新規でもUターンでも参入していただけるとは思いますが、農業に限っていうとコスト削減だとか、耕作放棄地をなくせとか、零細農業者にも戸別所得補償をし、その上、全生産者に40%以上の減反を強要し、TTP参加。今、民主党政権のやっていることは支離滅裂です。旭市では、このような中で農業政策のどこに重点を置いて推進していくのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、今議員のほうからいろいろご指摘いただきました旭市

の基幹産業は農業というところで、この産業が一番の市の活性化というところで理解はしております。特に若い後継者の育成が必要でありますけれども、個人的には今までいろいろ家業として農家の後継者を育てた時代があったと思います。長男だからと。時代的にはもう家業じゃなくて職業として農業を継いでいただく、そういう魅力ある職場、そういうことが必要かなと、特に所得がある一定以上行かないとやはりなかなか後継者の就農がままならない。そんなことで、市としては重点的に後継者の確保、それと確保と併せまして意欲のある優秀な後継者の育成につなげていきたいと。

特に、市単独では、今、新規就農者、この方々に実は、羽ばたくルーキー農業者激励会と称しまして、市長からいろいろ就農のお祝い、あるいは市長からのメッセージを送る、そういう機会を作っております。

あるいは、今ご指摘ありましたようにTPPの問題、こういうのを視野に入れまして、国際感覚に優れた、そういう農業者の育成というようなことで、海外への農業後継者の研修派遣事業、こういうものにつきましても支援しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では3番目に、いいおか荘についてなんですけれども、いいおか荘貸付先募集要項についてお尋ねするんですけれども、契約方法が載っておりません。最終選考に残った1社に対し、貸し主である旭市の責任問題に発展してしまうおそれがある云々の文章がありますが、震災後のいいおか荘の火事の責任はどこにあるのでしょうか。一人でも責任をとった方がいたんでしょうか。起こるか起こらないか分からない未来の責任を今選択しても意味がないと思います。過去の大改修の失敗というのは当然市長、議会にあります。飯岡地区復興のためには英知を結集すべきではないでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 議員さんおっしゃるとおりだと思います。施政方針でも市長が明らかにしましたとおり、解体については当面見合わせて、皆さん方からのご意見等々をまた伺っていきたいというようなことでございます。具体的には英知を結集すると、そのとおりだと思います、それを否定するものではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 契約方法が書いてなかったんですけれども、契約方法については法律家や専門家のアドバイスを参考にしていたのか。例えば定期借家制度を適用し、解約時に旭市が借り主が投資した造作は買い取らないという特約をつければ、別に旭市の責任問題に発展するおそれなんか全然ないと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） その辺に関しましては、例えば具体的な改修計画が載っていたわけです。それについて十分な改修計画かどうかの判断は市のほうで選定委員会等の意見を踏まえてしているということでございます。そのとき、全員協議会のときもちよっと説明させていただきましたけれども、それを例えば十分な耐震計画等の計画がそこから見受けられない等の判断があった場合には、それを承知で貸し付ける等の責任が及ぶかもしれない等々の問題がありましたので、そのような表現をさせていただいたということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 課長さんも飯岡の人ですから、飯岡のムードというのは分かっていると思います。ぜひ、いい方向で、飯岡地区ができるだけこれから復旧・復興に向けて、なおかつ観光に向けても、みんなが喜ばしいというような方向でぜひお願いしたいと思います。これは答えはいりません。

4番目なんですけれども、専門職を採用するのと、アウトソーシングすることについての比較検討は行政としてはしておるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 専門職を配置して、その人件費、それから委託、アウトソーシングしたときの経費、それを考え合わせて委託にしているのかということでございますけれども、その者が行う業務、それが長期間あるのかとか将来的な予測がやっぱり必要になります。今、職員の削減を進めている中におきまして、時代の流れでも、実際には官から民へというような話もあります。少なくともさまざまな業務が出た中で、それがやはり地域の経済活動の中で回っていくお金になるんだろうということもございます。ですから、そのどちらがという形で、一方だけやります、一方だけにしますというのはなかなか難しいのかなというところ

ろは考えております。ただ、少なくとも、毎年経常的にかかる経費はあるということで、先ほど申し上げた金額なんですけれども、これはさらにやはりどのものができる、どのものできないかというのは今後は十分検討していく必要があるのかなと考えております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 単純作業の委託というのは1億6,000万円くらいと先ほど答弁いただきましたが、私が思っているのは単純作業のほうじゃないんですよね。最初に言いましたように、前市長がそういうような方向で合併のメリットなんかも訴えていたわけですから、予算の中には職員の年収をはるかに超える委託料がたくさんありますよね。職員の中に技術者や有資格者が能力を発揮できればそのような経費でも削減できるんじゃないかと思う。細かい委託料の累積が1億6,000万円という話を私は本当はしているわけじゃないんです。例えば電算機にしても、電気にしてもべらぼうなお金を払っているわけですよね。それは1者で委託したほうが安いというのであればそうですけれども、じゃ、例えば職員が、これ平均給料でいうものの何倍の委託料を払っているわけですよね。そういうことであればやはり優秀な技能職を持った職員を採用するというのも一つの選択肢ではないかと思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今ご質問ありました合併してからの部分については、全然、その専門職がという部分ではありませんで、建築士、保健師の配置を増やしたり、初めて社会福祉士を採用したという専門的な部分も人員配置の中で取り入れてございます。ただ、今おっしゃったように、電算関係を含めた中での、そういった専門職という部分も必要だろうという、確かに必要だという部分にありますけれども、将来的な見通しという部分もある程度必要になってくると思います。その専門職をその場で採用した場合に、今、日々電算も変わっているという部分もありまして、その者がずっとこの新しい電算が変わるたびにその対応ができるかとか、いろいろな問題もあります。専門的な部分についてはそういった部分がありますし、その経費という部分についても、先ほど財政課長のほうから話がありましたけれども、官から民という部分、それから職員の削減という部分もあります。ただ、今おっしゃったようなことについては、今後も検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 例えばホームページ維持管理にしましても、たくさんのお金を委託料として払っているわけですね。今20代、30代、40代くらいまでの人だったらネットをできない人はほとんどいないと思います。そのような中でやはり能力のある、資格がなくてもそのような担当に任せられるということ、あると思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、議員さんおっしゃったとおりでありまして、今電算の時代でありますので、簡単な部分、ホームページ等についてはある程度勉強すればできる部分もあると思います。そういった面ではそういう担当を作る、指導をするという部分、研修を含めてそういう職員を育てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

5番目なんですけれども、せっかく税金をかけて作る施設なんですから、市民の要望、住民目線に立った施設を作ってもらいたいものです。すし詰め保育室の緩和をメインにお願いしたわけですから、それが、職員が優先順位は我々が決めるというのはいかがなものですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 滑川議員さん、すし詰め緩和ということで今おっしゃいましたけれども、確かに共和保育所はこれまで定員をオーバーして入っているということが何年か続いております。そういったこともあって、先ほども申しあげましたけれども、今回きめ細かな交付金事業ということで、共和保育所に2,000万円という予算を投入してということで、じゃ何からやろうかということで、先ほど申しあげたとおり、後援会の皆さんを通して要望をお聞きしたわけです。

その要望をお聞きした結果としては、市のほうとしては共和保育所にかかわらず屋根の防水工事がここもう何年も何十年もやられていないという経過がありますので、屋根の防水、それから外壁、それから大分傷んでいる床の改修、それからフェンスの張り替えなどを予定していますよということでお話をさせていただきました。その結果として、後援会の皆さんから出てきた要望がトイレの便器を洋式にしてくれとか、確かにさっきおっしゃった中庭の

屋根の改修、それから遊戯室の増築、それから保育室のエアコン、あとはプールの改修、もろもろそういった要望が、お話が出てきております。

ただ、市のほうとしても限られた予算の中でどこまでやるかということもまずありますし、遊戯室の増改築とかエアコンとかプールとかということについては、共和保育所だけの問題ではなくて、ほかの保育所もあるので、簡単に工事をするのは難しいでしょうというお話を役員さんにはさせていただきました。予算が決められている中で、先ほど言った防水工事、それから床の改修、トイレは今、小さいお子さん方がなかなか和式トイレを使えないという現状がありますので、洋式のトイレに変えたりとか、そういったことを優先して行いますよということでお話をしています。

中庭の改修については、屋根をすっぽりかけてということの要望があったようですがけれども、それは先ほど言った建築基準法上でいろいろ問題が出てくるのでなかなか難しいと、そこは持ち帰って、そういったことをきちっと調べた上でまた回答させていただきますよということで役員さんにはお話ししております。その辺は積算した後に、当然後援会長さんには回答を差し上げているところです。

今、工事をする段階で、共和保育所のすし詰め状況ということなんですけれども、これはどこの保育所もそうなんです、未満児が大変入所が多くなっています。その辺もいろいろ苦慮しているところなんですけれども、確かに平成20年度、21年度ぐらいまでは大変に常時定員オーバーということがされていたようで、ただ、それも認められた範囲での定員オーバーですから、同じような定員オーバーは共和保育所だけではなくて、ほかの保育所にも考えられていたし、事実あったというふうには思っております。それが、実際23年度になりました、定員は若干はオーバーしてはいるものの、それまでのオーバーの率よりは若干減ってきていると、少しずつ入所率が下がってきているという現状もありました。そういったことも踏まえて、今、共和保育所に、例えばおっしゃっていた遊戯室の増築だとか保育室の増築だとかということを考えるに至るまでには、まだちょっとあれかなと。これからどんどん定員が確かにオーバーをして、入所児童が増えていく状況が今後も続けば、それはその時点で考えなければならないことだというふうに思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 22年と23年の後援会の会長さんが言ったのは、今までそういうことだったからということだと思うんです。それで、実際には旭市の保育所は定員は90%くらいで

すよね。100%になっているところは何か所しかないわけですから、その辺のことをちゃんと考慮して、なおかつ前の担当者はお金がかかり過ぎることについては、最初から22年度の役員さんにこれは無理ですから、例えば建築法ないし消防法をクリアするような方向で検討しますというのが、去年6月過ぎたら全然お話にならない話になったんですよ。ですから、その辺であれば、担当が代わったからといって今までの話を全然ほごにするということは、内部の伝達ができていないんじゃないですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 議員さんおっしゃること、担当の職員がどういうふうに申し上げたかは分かりませんが、私も承知しておりませんが、先ほど申し上げましたように、担当が云々ということではなくて、共和保育所の現状と、市の持っている予算と、今早急に何をしなければならぬかということで優先順位を決めたわけですので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

私が言いたいのは、やはり職員の目線で上から見るのではなくて住民の目線で物を考えていただきたいと、そういうことを訴えたかっただけです。

6番に入りますけれども、このことにつきましてはこれからの一般質問にありますので、12月議会でも質問いたしましたので、5個の特区を作るという方向で動いているということで承知いたしました。どうもありがとうございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高橋利彦

○議長（林 一哉） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて4点の一般質問を行います。

まず初めに、旭市土地開発公社について、用地取得の事業計画についてお伺いをいたします。

昨年12月議会において質問しましたが、答弁に啞然としました。土地開発公社の業務は、市の基本構想などの計画に基づいて土地を取得し、10年以内に買い取られることが確実にあることと定められています。しかし、現在保有している土地はすべて10年を経過し、しかも約4億4,000万円もの大金で取得した土地、それが今では6割以上も値下がりし、取得時と比較すると37.6%、現在の評価額でやりますと1億6,400万円と、実に2億7,000万円以上も目減りしています。市の事業計画に基づかなければできない土地の取得、事業計画はどのようになっていたのか、事業ごとに具体的にお尋ねをします。

2点目として、事業の期間延長のことでございますが、どのようなことであるかについてお尋ねします。

土地開発公社が取得した土地は10年以内に確実に旭市などに買い取られることになっていますが、なぜ延長が認められるのか。12月議会では事業用地ごとの年度を限定した答弁がありました。期限延長の根拠についてお尋ねをいたします。

3点目として、用地の管理についてでございます。

取得した土地、当然のこととして近隣に迷惑をかけないように管理するのは責務だと思いますが、公社の管理規定ではどのようになっているのか。また、現在事業用地ごとにどのように管理されているのかお尋ねをいたします。

4点目として、市が依頼をして公社に取得させた土地、公社に責任を負わせる、また負担をかけるのでは、市としてあまりにも無責任きわまりないと思います。この土地を市が取得する計画についてお伺いをいたします。

次に、大きな2点目として、旭中央病院についてお尋ねをいたします。

まず初めに、我が旭市、地方公営企業法によって旭中央病院の経営をしています。そして市長の任命権により、事業管理者を任命して経営をしておりますが、事業管理者は大きな権限があります。そこで、中央病院は市のどういう位置づけになるのか、関係についてお尋ねをいたします。

2点目として、公営企業で全部適用と一部適用の2つの方法がありますが、その違いについて具体的にお尋ねをいたします。

3点目として、条例等についてでございますが、水道事業と病院事業、我が市には2つの公営企業があります。企業経営だから幾ら行政が経営主体といっても、事業に合わせた条例、規定を作るのは当然のことです。しかし、事業に直接関係のない条例、規定などは統一されて当然のことです。現状はどのようになっているのか、これらの見直し、そして精査をしたことがあるのかお尋ねをします。

4点目として、中央病院分として交付税が算入されて、その全額が中央病院に拠出されていますが、その根拠についてお尋ねをいたします。

次に、3点目の行政改革についてでございますが、まず1点目として、合併による交付税についてでございますが、合併しない市町村は交付税を減らす、合併したところには合併特例債を認めるというあめとむちを使った平成の大合併、そのために合併が進み、市町村の数、大幅に減りました。我が旭市もそのうちの一つであります。しかし、国の財政、年々厳しさを増し、24年度の国の予算は約40兆円の税収に対して、歳出は92兆円、その中で交付税は17兆円、合併時と比較して1割程度しか増えていません。そこで、直近の決算での合併算定替での、また一本算定での交付税額とその差、つまり合併によって増額されている額、またこの交付税に含まれている国が面倒見てくれるという合併特例債、それから臨時財政対策債これらの公債費の算入額についてお尋ねをいたします。

2点目として、合併特例債についてでございますが、地域性、また政治手法が違う中で当然のこととして、インフラなどをはじめ1市3町違いがありました。しかし、合併したからには当然のこととして、地域格差は許されません。1つのまちになったからには均衡が求められます。そのための施策が合併特例債ですが、合併から現在までの総額、それに伴う地域ごとの事業と地域ごとの額、またその比率についてお尋ねをいたします。

3点目として、行政改革推進課が設置されてからの具体的な実績と削減額、そして課を設置した趣旨についてお尋ねをいたします。

4点目として、平成22年から26年までの第2次行政改革アクションプランは、合併による財政支援期間を見据えた中で作成されていると思います。そこで支援期間が迫っている中で、現在の行政改革の計画目標と、それに伴う歳出削減目標の進捗状況などについてお尋ねをいたします。

5番目として、合併の特典である合併特例債等により、合併の原点である行財政改革、全

く忘れ去られておりまして、むしろ合併バブル、しかし合併の特例期間も間もなく終わろうとしていますが、終了後の財政、どのような対応を考えているのか伺います。

最後に、大きな4点目として、広域ごみ処理場について伺いをしますが、まず1点目として、現在3市での広域ごみ処理施設の建設が進められております。そしてこの事業は、東総広域事務組合で行っていますが、この建設のための事務所を含め、どのような命令、指揮、それから監督で行われているのか、現在の組織の体制と、現在までのごみ処理施設の進捗状況についてを伺います。

2点目として、ごみ処理施設完成の年度とともに焼却施設、そして最終処分場は同一地域に建設するというところで計画して進められています。それが計画どおり整備できない場合の市の対応について伺います。

これで1回目の質問を終わり、あとは自席で行います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから市と旭中央病院との関係について申し上げたいと思います。

高橋議員も本当に内容については十分ご承知のことと思いますけれども、あえてもう1回確認のために私のほうからも言わせていただきたいと思います。

市と中央病院との関係でありますけれども、地方公営企業法第7条から第16条では、管理者の権限について規定しています。また、同法第3条では地方公営企業の経営の基本原則として、公共性の確保とともに企業の経済性の発揮が強く要請されています。

地方公営企業の経済性の発揮のためには、独立性を付与し、かつ機動的に活動できる体制をとることが必要とされております。このため、経営組織を一般行政組織から切り離し、経営のために独自の権限を有する管理者を置き、日常の業務執行をゆだねているところであります。

公営企業管理者には業務の執行に関して法律上広範な権限が与えられ、管理者の名と責任において地方公営企業の業務を執行し、その業務に関しては長から一般的な指揮、監督を受けることがないとされております。ただし、予算の調製権、議案の提出権等については地方公営企業法第8条で規定されており、長に権限が留保されています。また、住民の福祉に重大な影響がある業務及び地方公営企業の業務と他の執行機関の業務との間の調整を図る場合

に限って、管理者に必要な指示が行えるとされています。

つまり、中央病院の事業管理者には地方公営企業法による権限に基づき、その創意と工夫を生かして自主的に業務に当たらせております。中央病院の経営については病院に任せていますが、今後とも市と中央病院との一体性を確保し、信頼関係のもとに管理者が業務を行うことができるよう今まで以上に配慮したいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、私のほうから土地開発公社に関連するご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、長期保有の土地、これに関して受託時の基本計画、事業計画、この辺はどうなっているのか、個々具体的にということでございました。

現在、3か所の長期保有の場所がございます。まず1点目ですが、公有地取得事業、扇屋ジャスコ旭南店跡地の場所ですが、平成13年3月23日に市街地活性化施策の一環という事業目的が付された先行取得の依頼が出ております。具体的な事業計画につきましては添付されてございませんが、目的が付されまして、受委託期間につきましては平成13年3月30日から平成18年3月31日ということになっております。

次に、2か所目ですが、衛生施設周辺環境整備事業ということですが、これにつきましては、平成12年2月17日に株式会社デリフレッシュフーズ跡地を衛生施設周辺環境整備用地として事業目的が付された先行取得の依頼が出ております。公社と市との当初の受委託期間ということですが、平成12年3月29日から平成17年3月31日となっているところでございます。

続きまして、3か所目ですが、旭駅前線事業につきましては、平成10年3月16日に旭都市計画道路「3・5・3号旭駅前線」事業用地としての、これにつきましては事業計画書が添付され、先行取得の協議が出ております。事業の計画期間につきましては5年間、平成10年4月24日から平成15年3月31日となっております。

続きまして、2点目の事業の期間延長とはどのようなことかと、なぜ延長が認められるのか、その辺の期限、期間延長の根拠等はどういうご質問でございます。

公社が事業を受託するに当たりましては、市から、議員さんご指摘の事業計画、目的等が提出され、市との受委託契約を取り交わしておりますが、その後、長期保有地について、公社としては、過去平成19年度と平成23年4月に文書等で市への買戻しの要望はしているものの、社会経済情勢の変化等に伴い、市の事業計画の延長や事業化の遅れ等との関係からか、

買戻しが進まず、公社は市からの更新依頼に基づき変更契約を取り交わし、期間延長をしているものでございます。

根拠ということですが、市からの更新依頼ということと考えております。

続きまして、3点目の用地の管理等についてということです。管理につきましては適当かどうかということで、どのように管理するのかというご質問かと思えます。

業務方法書によりますと、業務方法書の第6条のほうに載っていますが、事業計画の遵守ということで、第6条に「公社は、事業計画に従い土地を取得、造成、管理及び処分するもの」ということで、業務方法書のほうに載ってございます。根拠としましては、事業計画に従いということでございます。

では、具体的にどのように管理をしているか説明いたします。まず、公有地取得事業、扇屋ジャスコ旭南店の跡地、これにつきましては、現在、臨時駐車場、イベント等の利用で直接公社が維持管理をしてございます。

2つ目の衛生施設周辺環境整備事業につきましては、当初の受委託契約書の中で、市は取得地を買い取るまでの期間、維持管理を行うものとなっております。

3つ目の旭駅前線事業の代替地につきましては、平成12年度に、市よりスポーツ広場として使用したい旨の使用貸借協議がありましたので、これに同意し、使用貸借契約を締結し、同年度に整備を行い、現在に至っております。

最後のご質問ですが、今後の計画はということで、公社への質問というよりは、市への買い取り計画はという質問の趣旨だと思えますが、公社としましては今までと同様、引き続き市のほうに買戻しのほうを要望していきたいというふうに考えております。

ただ、議員さんご指摘の数々の問題等を抱えておりますので、今後解散に向けて問題点、課題等の抽出を行いながら、スケジュール等も含めた検討に着手してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 中央病院の関係で、全部適用と一部適用の違いというご質問でございます。

地方公営企業法第2条では、法律の適用を受ける企業の範囲を規定しています。この辺は議員さん、よくご存じだと思いますけれども、水道、工業用水、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、この7事業につきましては、法律上当然に全部適用とされています。

一方、病院事業につきましては、第2項で、財務規定等は法律上当然に適用されています

けれども、財務適用を除く法の規定は任意とされています。

第3項では、地方自治体の条例によって全部適用か一部適用を選択できる、こういうふうになっています。

旭市の場合には、旭市病院事業の設置等に関する条例というものを作りまして、第3条で地方公営企業法の全部を適用するとしています。任意適用しますと、結果的に地方公営企業法の規定の全部が適用されるというふうになるわけです。

法律上の手続き論で申し上げましたけれども、どうかご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、中央病院について条例等についてというご質問がございました。議員さんのご質問の趣旨が分かりませんので、私の答えがちょっと違うかもしれませんが、管理者の権限ということでお答えしたいと思います。市長の答弁とダブルかも分かりません。

地方公営企業法の全部を適用する旭中央病院につきましては、管理者の権限と具体的に、地方公営企業法第7条から16条までの規定が今度は生きてくるわけです。管理者の規定があるわけです。そのうち、基本的なものは第8条で、職員の任免を含めたものを決めてあるわけです。第9条で、今度は15項目に分けて細かく決めてあるわけです。さらに、第15条で、企業職員は管理者が任免すると、そういう規定も設けてある。つまり、地方公営企業法の趣旨にのっとりまして、市立病院ですけれども、一般行政組織とは一本化しないで、企業組織として切り離して業務全般を実施している、こんな状況ですので、ご理解をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課からは、何点かご質問いただきました中で、2の（4）からということでお答え申し上げます。

まず、普通交付税算入の繰出金について、これは病院に対するものでございますが、その根拠ということでございます。まず、病院に出せるその根拠でございますが、これについては地方公営企業法で経費の負担の原則という条項がございます。まず、ここに基づくものがあります。これを具体的にどういう形で出せるのかというのが、その次に、毎年4月、総務副大臣の通知がございまして、地方公営企業の繰出金という通知がまいります。ここの中で繰り出し基準、これだけ出していいですよというような形で物が出てまいります。ただ、旭中央病院につきましては、合併以前から、これは議員さんもお存じのとおり、一部事務組合のときから病院組合理約にのっとりまして、交付税算入分を繰り出してきたと、その状況がございます。それに抑えていただいているということでございます。実際に繰り出し基準で

計算すると、一部高額になる、相当の額に上る部分がございますので、ここの中で繰り出しているということがございます。

次に、行財政についての（１）合併による交付税についてということで、ここもちょっと、何点もご質問いただきましたので、漏れがありましたら、またご指摘いただければと思います。

まず、合併による交付税の一本算定と、それから合併算定替の数字ということでございました。

これについては、まず決算でということございましたので、22年度の数字で申し上げますと、合併算定替では81億3,823万8,000円と、これは普通交付税の中でのみの合併算定替になりますので、この数字になります。一本算定をいたしますと65億1,704万6,000円という数字になります。そうすると、じゃ算定替えて増えている部分、これは差し引きますと16億7,119万2,000円という数字になろうかと思えます。

それと、合併特例債と有利な起債、それについて交付税の中でどのように加えられているんだということで、これについては個別算定の中で公債費という費目があります。特に代表的なものということで、臨時財政対策債と合併特例債がある訳なんですけれども、これは今23年の再算定の数字持っておりますので、これでいきますと……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） 22年の数字、ちょっと今手元にございませんで、すみません。臨時財政対策債で基準財政需要額……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） そうすると、年次によって若干変わるかと思えますけれども、ただ、今ちょっと手元に個別の合併特例債が幾ら……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） そうしますと、公債費ということで費目算定されるのは13億6,000万円程度でございます。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） すみません、22年度のもの今手元にございませんで……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） よろしいですか、はい。

そうすると、あと合併特例債の額ということでございました。合併特例債の額でございま

すが、これは、では、17年度から22年度までの総額、起債額は65億8,260万円になります。各地区ごとということでしたので、旧旭市分45億5,027万5,000円、これはパーセンテージで69.1%になります。旧干潟町分3億7,784万1,000円、5.7%、旧海上町12億6,799万1,000円、19.3%、旧飯岡町3億8,649万1,000円ということ5.9%になります。ただ、一部事業、すべてその市で借りたからその市だけと、そういうものではなくて、非常に全体としての利便性が高まるものがあります。あとなかなか地区が特定できないものについては若干案分させていただいていると、そういう状況があるということをご理解いただければと思います。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） 事業費、はい。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） では、全体の事業の中で合併特例債を借りた事業ということで、それについては102億5,790万円です。それぞれ事業費を申し上げます。旧旭市69億4,337万円、これは67.7%になります。旧干潟町6億6,014万6,000円、6.4%です。旧海上町19億7,228万7,000円、19.2%です。旧飯岡町6億8,209万5,000円、6.7%という数字になります。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） 地区ごとの主な事業ということですが、旧旭市で申し上げれば、旭中央病院の南北線、それから東西線、それから市立小・中学校、例えば干潟小、共和小等の整備、旭二中の整備、そういったものがございます。旧干潟町でいけば、南堀之内の遊正線等、それが継続して実施されているもの、それから防災無線等の実施等がございます。旧海上町でいけば、海上中学校が代表的なものになると思います。あとは防災無線等を実施しております。旧飯岡町でいけば、やはり学校の関係で飯岡小の耐震を実施しております。それとやはり防災行政無線等は海岸沿いに実施しておりますので、そういったものはあるということでございます。

次に、合併特例期間終了後の財政状況ということをご質問がございました。

確かに、普通交付税につきましては、平成27年度までは旧市・町ごとに算定した金額が補償されまして、その後5年間をかけて段階的に縮減されます。その後ということですが、合併による国の財政支援の終期は当然いつも見据えた上でということ、それぞれ予算説明のときにも各職員にお話をさせていただいている。当然、今行革のほうにも力を入れていきたいと思います。ということで、行革の推進課を作りました。

当然、将来にわたって持続可能な財政を構築していくということで、やはり一般財源の支

出を絞っていく必要があるだろうと、これは当然、常に考えているわけで、今回後期の基本計画を作った中でも全体的な事業としては、例えば24年度は260億円を超えた数字でございますが、平成28年度には240億円ちょっとぐらいの総額の数字にしていっていると、そういうこともあるということでご理解いただければと思います。これは当然みんなの意識を高めながら徐々に絞っていく、それが必要であるということでございます。

○議長（林 一哉） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革に関する質問について2点お答えさせていただきます。

初めに、行政改革の成果を数字でというご質問です。

何度かお話はしておりますが、金額で表せるもの、これは少ないということでありまして。金額で表せるもの、最大のものはやはり人件費であります。平成22年度の実績としては16人を削減いたしました。その効果が金額として表れるのは23年度の決算を待たないということでありまして、現在の見込みとして約8,000万円程度の削減だろうと見込んでおります。ちなみに23年度、今年度につきましても16人減る予定でございます。

次に、未利用資産の処分として22年度は12件で、金額で2,200万円が実績として上がっております。

それから、数字で表すものとして市税の徴収率が現実には目標として掲げているのですが、成果として大きなものは総体ではありませんでした。その中で、滞納処分の強化、それから納付窓口の拡大等に取り組んできた中で、インターネット公売というのを22年度実施しております。これによって得た額、これが21万円。それから、納付窓口の拡大として夜間ですとか休日に納付窓口を開設しておりました。これは22年度では約2,500万円の徴収額、納付額となっております。さらに、23年度からはコンビニ収納も始めたところであります。

それから、公共施設の廃止による効果ということで、22年度は干潟のシルバー活力センター、それから青少年憩の家、茅野市山の家、大原幽学公園キャンプ場、これらの4か所を廃止いたしました。削減額は約600万円となっております。

それから、その他の実績については、4のほうの質問の計画目標と削減実績額というところでお答えしたいと思います。

それから、課の意義についてもお尋ねがありました。これは22年の第2回定例会のときに最初に質問があったことかと思えます。市長からは、改革の推進役として行政改革に関するさまざまな課題について先進市の研究をしながら、担当課との調整を図り、第2次行政改革

アクションプランに基づく改革の進行管理を担うんだということになっております。

次に、行政改革の計画目標、削減目標、それから実績額ということでありました。実績の額については今申し上げたとおりです。計画の目標、それから削減目標、これを額でということではありますが、何度かお答えをしておりますけれども、行政改革の取り組みすべてが金額にかかわるものではないということをご理解いただいているかと思えます。そんな中で、額で示せる目標というものと、何度もになります、職員数の削減、これが今のアクションプランでは平成27年までの5年間で50人を削減しますということが一つであります。これを単純に1人当たりの人件費、共済費などで計算しますと、額とすれば3億円以上になるのかなというふうに考えております。

それから、数字で挙げられる目標としてはもう一つ、市税の徴収率、これは年に0.2ポイントずつ上げて、5年間で1%上げようということ目標が掲げられております。

以上が数字で示せる目標ということではありますが、額以外の実績ということで申し上げれば、例えば市民サービスの向上という中で、23年度からは市民生活課にローカウンターを設置したと、これが大変評判がいいということでもありますので、新年度新たに保険年金課、高齢者福祉課にもローカウンターを設置したいというふうに考えております。

それから、市役所が非常に分かりにくいと、どこへ行ったらいいの分かりにくいということで、案内表示、これも行政改革の取り組みの一つとして24年には分かりやすい案内表示をしたいということで、これも予算もついております。

それから、22年度、23年度と試行でやってまいりました事務事業評価、これも大きな実績だと考えております。事務事業評価を行っていく中で、職員それぞれが自分のやっている事務事業について詳しく顧みて、これからどうしようかを考えるという姿勢が出てきたというふうに考えておりますので、今後さらに事務事業評価を進めながら、事務事業の改善をしていきたいというふうに考えております。

それから、今お話ししている目標で額で示せないものというのがあるということで、アクションプランをご覧になっていただいているとは思いますが、例えば事務事業評価の導入という取り組み項目がございます。これにつきましては、事務事業の改善、見直しにつなげるため、市が行っている施策や事務事業について数値や客観的な指標を使って評価する制度を導入しますということになっております。事務事業評価についてはいろいろな考えがあるようですけれども、これを導入することによって職員の意識改革等も図っていきたいということで、これが達成されたからといって、即金額にはならないというところをご理解をいた

だきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 失礼しました。先ほどの公債費の算入の額でございますが、ちょっと私の質問のとらえ方が悪かったのかもしれませんが、個別に合併特例債で幾ら入っているんだと、そういうふうに聞かれたのかと思ったもので、ちょっと手持ちがなかったというお答えをしたんですけれども、全体としては公債費の費目と、それから同じ公債費として返すものであっても、その他の費目に含まれるものがございます。その両方を足し込みますと、22年度の決算で21億2,111万5,000円が算入されております。ということでよろしくお願ひします。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは広域ごみ処理場のまず1点目、現在の組織と進捗状況についてお答え申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合の組織でございますが、銚子市内に広域ごみ処理施設及び最終処分場の整備を計画していることから、平成22年4月に銚子市役所内に担当課として施設整備課を設置し、課長以下5名の職員で業務を行っております。事業の進捗状況でございますが、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設建設候補地として周辺住民に対して説明会や先進施設見学会等を行ってきた結果、平成24年2月21日現在は、地元16町内会のうち9町内会と施設建設計画に係る事前協議を目的とし、諸条件を示した基本協定を締結するに至っております。

今後も引き続き地元住民に対する説明会等を継続し、協定を結んでいない町内会との基本協定締結を目指しているところでございます。

また、平成24年度からは、平成18年度に策定された一般廃棄物ごみ処理基本計画等各種計画の見直しや、焼却施設の処理方式選定等、具体的な計画を進めていくことと聞いております。

続きまして、計画どおり整備できない場合の市の対応はいかがかというご質問でございますけれども、東総地区広域市町村圏事務組合では銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設の建設候補地とし、現所在地元16町内会のうち9町内会と基本協定が締結され、残り7町内会についても基本協定を締結するため銚子市、匝瑳市、旭市と連携を図り、鋭意推進しているところであります。

なお、残る7町内会との基本協定については平成24年度内の締結を目指しているところでごさいます、さらに平成24年度から建設工事着手に向けた各種計画等が順次進められることや、各市単独で複数の施設を整備することより、広域化により1施設を整備するほうが、建設費や維持管理費など経費の削減が見込まれることなどにより、今後とも構成市と連携を図り、事業を進めてまいりたいと、そのように考えているところでごさいます。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) まだ、私、議員さんの質問の趣旨がよく分からないんですけども、いずれにしても同じ市の中に中央病院があって、水道事業があって……

(発言する人あり)

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) 本体もあるわけですね。

(発言する人あり)

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) 議長、申し訳ございません。根本は一つだということ、つまり公営企業というのは根本が一つではないと、公営企業というのは経済性ということで、我々の本体とは違うところで仕事しなくちゃならないということありますから、一本だということがちょっと理解できなくて、ですので……

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) ちょっと再質問で聞いてください。個々でやってもしょうがないから。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 市長。

○市長(明智忠直) 条例等についてということで回答漏れがあったということでもありますけれども、基本的には一番最初に言いましたように、中央病院と市は地方公営企業法全適ということで、すべてのことは事業管理者に任せてあるわけでありまして、その採用、そういった部分もすべて権限を移譲しているということでもあります。ただ、住民の福祉に関する重大な問題があるとかいろいろなほかの部分で、市長がそういった部分で何かあるということであれば、事業管理者とよく相談して意見交換をするということになっているということでもありますので、地方公営企業法、法律でありますので、全部それに任せてあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それではまず、土地開発公社の問題でございますが、先ほどそれぞれ事業計画が出たということでございますが、この事業計画は本来であったら、市の基本計画ですか、それに載っているのは普通の事業計画じゃないんですか。そういう中で、この事業計画に載っていないものを、じゃなぜ事業計画と見るのか。その時々勝手に作った事業計画が事業計画なのか、それとも基本計画、総合計画ですか、それに載せたのが基本計画なのか。そうしますと、その時々勝手にこういう計画ありますと作って持っていった場合、それで事業計画としてみなしちゃうんですかね。それではちょっと私はおかしいと思うんですが、その辺どういうふうに、その事業計画というのはこの基本計画に載っているのを事業計画とするのか、それともそのときに作ってきたものを事業計画とするのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 計画の位置づけに関してのご質問だと思いますけれども、基本的には基本構想が計画にはあり、私の立場で答弁するかというのちょっとありますけれども、議決を得た基本構想があり、それに基づいての基本計画、実施計画という流れになっていると思います。

公社が事業を受託するに当たりまして、高橋議員さんおっしゃるとおり、本当に基本構想、基本計画等に基づいた事業計画なのかというところの観点から審査をする、受託をするというのは、公社の本来あるべき姿だと思っています。先ほども答弁申し上げましたが、当時につきましては具体的な事業計画は付されていないものもございます。その中で、買い取りの事業目的だけ付されて受託しているというのが現実でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、この事業計画というのは何ら根拠のない事業計画ということで理解してよろしいですか。この土地を買うために便宜上作った計画と、こういうことで理解してよろしいですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それは非常に当時のことなので回答するには非常に難しいかなと思いますが、いずれにしても市側がその土地が将来こういう事業目的、

目的がございます、その目的のために必要な土地ということで判断をし、それで公社に依頼されたということだけは事実でございまして、それが計画に基づいて受託したということ自体が事務上好ましくないとは思いますが、それが計画かどうかという判断はまたちょっとこちらのほうではコメントできないかなと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうなりますと、結局、便宜上作った事業計画、本来であったら、この基本計画ですか、そこに載っている、また急遽であれば当然予算化されるわけですね。そういう中で、こういう便宜上作った計画書、これに基づいて公社が買うということは、まごまごしますと、これは利益供与になっちゃうかも分かんないですよ。その土地の所有者のために、利益供与になるかもしれない。それと同時にまた、これでは公社をそのときの為政者が財布代わりに使っているかも分かんないですね。そういう中で、いずれにしても、あとは、課長言いませんけれども、いずれにしてもやはりこういう場合は、そのとき、市が作っていた、やはり本当の意味での計画ですか、この中でやっていただきたいと思います。もう課長も全然当時は関係ありませんので、これ以上言いませんよ、私も。

それから、事業の延長の問題、この前の答弁では各課長さん方、事業の延長すべて年度を切った答弁をされていますが、そういう中でこの延長、事業計画のどこにあるか、またお尋ねします。しつこいようですが。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの質問でございまして、計画のほう、事業計画、その事業ごとの……

（発言する人あり）

○副市長（増田雅男） その関係でございまして、先ほど来、話が出ております、まず1点目で出ました扇屋ジャスコ旭南店、これにつきましてはいわゆる計画書がなく、事業目的だけで依頼を受けております。それと、衛生周辺施設環境整備事業、これにつきましても事業目的だけが付されて依頼を受けております。それから、駅前線につきましてはこれは事業計画書が添付されておまして、それで依頼を受けております。この事業計画そのものが、これが平成10年でございまして、依頼を受けたのは。そのときに、高橋議員おっしゃっておりますように、そのときの総合計画、基本計画に掲載されていたのかということまで、ちょっと申し訳ないんですけども、確認しておりませんのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、何回も言ってくいようですが、やはり本来なら市はちゃんと計画あるわけですから、本来ならそれを添付させてやるのが本当だと思うんですよ。そういう中で、この前では各課長さん方、何年までには、年度を切って、月まで切って答弁されておりますが、これではあまりね、詭弁だと思うんですよ。その場繕いの答弁になっちゃうと思うんですよ。みんなそれぞれ何点かあったわけですよ。ですから、そういう年度を切ったであれば、どこに、今度の後期計画ですか、このどこにあるか答弁いただきたいと思いますよ。

○議長（林 一哉） 質問者、要点のみ、項目に沿って質問してください。今、商工観光課長のあれでやっていますので、土地開発公社の問題ですから。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの質問ですけれども、契約の更新をした、その年度の関係でよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） たしかこの前の12月議会のときに、扇屋ジャスコのところ、合併したときに管財のほうにその土地の管理という形で書類が回ってきていたということで、財政課のほうでお答えさせていただいたと思うんですけれども、現実には平成13年に取得して当初5年、18年度、それがもう5年で23年度になっていた。さらに23年度までで事業計画が立てられていないということがございまして、それで5年間延長させていただいたと、その5年の中で、じゃ後期の基本計画に位置づけてあるのかと、そういう趣旨のご質問なんだと思うんですけれども、現実には中心市街地の整備構想という当時の構想は大きく思い描いたものがあったということで考えております。

そういう中で、今現在、駅前につきましては、駅前の道路拡張等で既にいろいろな事業が入っております。ですので、そこの取得した土地につきましても、全く何もしなかったのかと、そういう状態ではなくて、土地開発公社から一部買い戻しをいたしまして、代替地等に提供している状況はございました。ただ、その中で、あと残地についてはまだ具体的な計画を立てる中にないということで、もうしばらく期間延長が必要だろうということでお答え

申し上げたところでございます。

ただ、後期の計画の中では、例えばそれに関連して一つの案という形で、市民会館が相当老朽化しておりますから、その用地はどうだろうかというようなお話も出ておった。ただ、それはあくまでも話の中のことであって、それが事業化できるのかということ、それはまだ事業化するまでに至っていないと、そういう状況であるということでございますので、その辺の経緯を含めましてお答えさせていただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 課長の頭の中で描いていることでは、これは基本計画と合致しないわけですね。それはいいですよ、もう。

それから、この取得した土地、いろいろなことで管理されているわけでございますが、業務方法書では用途に供するまでは有効に利用できると、しかしながら、簡易な施設ということになっておりますが、そういう中で、かなり施設に金をかけているところもあるんですが、その辺どういうふうになっているかお尋ねをいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまのご質問でございますが、金をかけているというのは例のあれですか、衛生設備周辺の、その件でございますが、市のほうとの受託契約書の中で維持管理を行うとなっております、その当時にソフトボールの使用を主としたグラウンドとして、空いているなら使わせてもらえないかということで、一応市のほうで整備をして、それで現在に至っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） しかし、いずれにしても、これね、目的を持って取得しているわけですね、公社は。そういう中で、じゃそのためにどのぐらい施設費をかけたのか、お分かりいただければ答弁いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答えを申し上げます。

平成16年5月から6月にかけてネット、フェンス工事に294万円と、その後、平成17年4月から6月にかけて外野の土の入れ替え、防球ネットの設置、バックネットのかさ上げ、

ベンチの日よけ、水洗トイレの設置と水回りの施設、不陸整正、盛り土引きならし等々で2,597万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これだけの莫大な金をかけて、これが果たして適当な管理かと、これでは、市の公共用地も、それから土地開発公社ですか、くそみそになっちゃっているわけですよ。そんな中でこれだけのいろいろなあれでしょ、中には公社なら公社の法律があるわけですよ。こういうことのないように、これからはやっていただきたいと思いますよ。そういう中で、結局、先ほど4番目のこの土地ですか、市に買い戻しを依頼しているということでございますが、はっきり言ってもう市が利用しているようなものですよ。ですから、これは早急に市が買い戻す、そういう中で公社を解散したほうが良いと思うんですが、市長どういふふうにご考えていますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、話を聞いていまして、確かに事業計画書というものを作らないで取得をして、目的はあつて取得はしたんですけども、事業計画書、それで期間、そういったものがある程度きちっとしていなかったという部分は反省をしております、後期基本計画には大きな意味でいえば少しは当てはまる部分があるのかも分かりませんが、事実、その土地は旭市土地開発公社が持っているわけでありまして、その土地開発公社が持っているものをいろいろと精査しまして、どういったような状況で市が買い戻したらいいのか、またきちっと事業計画というものをこれからでも作成するべきなのかという部分をよく庁内で研究しまして、これから対応していきたいと、そんなように思っております。

いずれにしても、土地開発公社の存在というものは長期保有ということでなかなか簿価で買ったものと現存価格がもう大変な開きがあるわけでありまして、そういった部分をよく精査しまして、市で買い取るとか、そういった部分を含めてこれから対応していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） さっきの公社のもうちょっと続きをやっていいですね、4番目の、いいですか。

先ほど、市長も公社の土地、検討しているとか何とかやっていました。また、昨年12月議会でも検討委員会とか何とか言っていましたけれども、結局、公共用地であれば、それが遊んでいるなら検討委員会もいいでしょうよ、しかし、公社はね、市長、よく理解してくださいよ、市がこういうことをやりますから先行取得してくださいよと頼んだわけですね。それで事業目的を持ってやった。それを検討委員会というのは、これはちょっと認識不足だと思うんですよ。それとまた、今回も検討しているとか何とかやっていましたけれども、そうじゃない、もうそれであれでしょう、ソフトボール場のところですよ、ソフトボール場を作って、そこに今度公費をあれだけかける、公社と市というのは全く組織が違うんですよ。その辺をよく認識してくださいよ。ただいま、市長、私が検討委員会云々と言ったら、ちょっと疑問を持っているんです。その辺、答弁したほうがいいでしょう。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員のおっしゃるとおりですけれども、正直、12月議会で検討委員会を設置して土地開発公社を解散というような部分は、今の自分の記憶の中になかったんですけれども、議事録を見れば……

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） あくまでも土地開発公社が市の計画のもとに買ってもらった、先行取得をしてもらったということで、今は土地開発公社のものであるということもありますし、十分その市で利用するのであれば、その事業計画を立てながらきちっとしたものを作って買い戻すというような部分をしたと思います。スケジュールを立てながらひとつ事業計画を作りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、中央病院について。まず1点目の中央病院、市と中央病院の関

係ですね、これは私も重々理解しております。しかし、福祉のために中央病院あるの十分、分かっています。しかし、今、市と病院、これは一体のものだと思うんですよ。早い話が市の一部局でしょう、病院というのは。そういう中で、やはり市はもっと中央病院に関与すべきだと私は思いますよ。これだけの大きな中央病院なんですよ、もし万が一があつたらどうなりますか。市本体が駄目になっちゃうわけですよ。そういう中で例えば人事だって、幹部クラスは市長と事務局長の話し合いで決まるようになるんでしょう。そういう中で私は病院の規定の中には市から職員を研修に受け入れるとか何とかあります。そうじゃなく、やはり一般の企業でも同じですよ。親会社は子会社に重要なポストはちゃんと社員を送っているわけです。それと同じに、市はもっと関与する、そのためには重要ポストを市の職員がそれなりにやっていくと、これが私は本来の中央病院と市の姿だと思うんですが、市長どう思いますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） そのことについてはやはり高橋議員と少し意見の違いがあるというような、考え方も違いがあるのかなと、市の一部局というような部分じゃなくて、企業体として、ある程度、市が必要だからということで企業を設置して、事業管理者に全部委託しているということでもありますので、市の一部局ということとはちょっと違うのかなと、そんなように私は考えているんですけども、公営企業法全適ということと、大塚議員などが言っています独立行政法人とかそういった部分でも、市から当然ある程度の距離があつて、やはり自由な経営という部分ができるということに、中央病院本体がきちとした黒字経営をやれる、経営をできるということだと思いますので、分からない私どもが病院の医療のことに口を出して果たしてそれがプラスになるのかならないのか、そこら辺も十分考えてやはりやっぴかなければというような思いでいますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 行政は営利企業はできませんので、これは早い話が非営利企業なんですよ。利益を出したらしょうがないと、そういう中での公営企業だと思うんですよ。ただ、そういうことを言ったって、最後のしりぬぐい、もし病院が赤字を出した、水道が赤字を出したら、みんな市から補てんしなくちゃならないでしょう。そうなった場合、市民はどういうふうに受け止めますか。今、中央病院の患者、市内の患者は3割弱でしょう。そんな中でいざとなったら市民にとっては何だと、旭市の患者これだけしかいないのに旭市が何でその

責任を負わなくちゃならないんだ、そういうことになるわけです。そういう中で市長、中央病院と市はもっと人的な面を含めてこれから対応していただきたいと思います。答弁いいですよ、苦しいでしょうから。

次に、2番目の公営企業全適と一部適用ですか、この問題につきましては、今の1番目の問題とほぼ似ておりますので、これはあえてやってもしょうがないので、これは省略します。

そういう中で、条例等についてでございますが、先ほど私は市も中央病院も、それから水道ですか、これはやっぱり一つの組織です。市を本体とした一つの組織ですね。そういう中でそれぞれに、これは今度は企業的な要素を持っていますので、今度は市のような真っ直ぐな条例とかを作ったでは、これは当然営業が今度できなくなっちゃいますね。そういう中でそれぞれに合った規則とか条例を設けるのは、これは当然なんです。ただ、そういう中で、ある程度の部分、これには当然、例えば職員採用の問題だっただけでどういうふうにするか、それはやっぱり水道の職員だっただけで、今、東広でみんなやっているでしょう。そういう中で一つの条件を決めてあるわけなんです。それと同じでやはり中央病院も同じようにすると、根本は同じです、元は。枝は多少当然違うわけですよ。そういう中で今までは一部事務組合であったから、これは全く別の組織、今度是一个の組織なんです。経営形態は若干違って。そういう中で、そういう条例、規定は当然のこととして、一定にする、統一をとるのは当然だと思うんです。そういう中で、合併以来その辺の見直しをしたのか、その辺を含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今答弁いたしますけれども、高橋議員の求めている回答とはちょっと違って来るかもしれませんが、今お話がありました職員採用、人事の面でございますが、あくまでもこれについては旭市においては旭市職員の採用に関する規則、それに基づいて実施しておりますし、中央病院につきましては旭市病院事業企業職員就業規定6条によって職員の採用を行っている、当然、この部分については、何度もほかの職員も申しておりますけれども、あくまでも職員の採用、人事の任免につきましては、事業管理者が任免権者ということになっておりますので、事業管理者が行うということになります。先ほどの話でありましたけれども、病院の職員の中での部分で、一つ、市長の同意を得なければならない職員、幹部という部分だと思っておりますけれども、これにつきましても、地方公営企業法15条によりまして、そのものを規則の中で決めると、企業職員の任免という部分でありますけれども、こ

れについても市長の同意を得なければならないという項目がありますけれども、基本的には事業管理者のほうで決めるというふうに理解はしております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この問題につきましては、また後ほど話し合いをさせていただいた中で次の機会にやらせていただきたいと思います。

4番目の中央病院の構成の関係でございますが、さっきは繰り出し基準に基づいて、それから前に組合規約で決まっていたからということでございますが、当然、当時は1市3町でやっておりましたので、中央病院、うちのほうはね、これしか患者行っていないのに何でそんなに小さくちやなんないんだと、そういう面があったから、繰り出し基準、国から来た交付税分は全部中央病院ということなんですが、今度は市になったら市立病院になったわけですね。それでなぜ来ただけを繰り出さなくちやなんないのか。この交付税というのは、改めて、それと中央病院分として計算はされていても、どこに使ってもいいんでしょう。この前もそういうちょっと答弁ありましたようにね。そういう中でなぜ、もうかっている中央病院に出さなくちやならないのか。それとともに、公営企業法では市が利益出たら取っというもいいようになるわけですよ。ですから、その中でなぜ出さなくちやなんないのか、繰り出し金をそれを答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに地方交付税というのは市に国のほうから交付される、それはどこに使ってもいいという、それは一般財源でございますので、そのとおりではございます。ただ、中央病院の今まで培ってきた経営、それがあって初めて黒字になっているところもあります。あれだけの大きな病院として地域に与えている経済的な恩恵というのも相当あるんじゃないかと、私なんかは思っております。そういう中で、その一部事務組合からのずっと連綿と続いてきた交付税の、これはいわゆる密度補正で数字が変わるんですけれども、そういったところで、いわゆる市立病院以外の部分で出されている部分、これについては出しましょうということで、これはかねてからのずっとお約束であったらろうと、そのようにうちのほうは思っております。

具体的にあと、先ほど総務副大臣が公営企業に対する繰り出し基準というのを出して、出せる通知という形ではあるんですけれども、そこの中で計算いたしますと、実際には相当の額に上ってしまう。それで計算されて出すよりは、少なくとも交付税の中という形で毎年度

ある程度ルールがあって、その中で決められたもののほうが将来的な財政推計もやりやすい。そういうところもあるかと思います。そういったところをご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 実際、総務省が決めた繰出基準ですか、それと交付税算入される、これは十分私も知っていますよ。しかし、そういう中で旭市として、中央病院が何かあったらそのしりぬぐいをやんなくちゃならないですよ。そのためには例えばこういう交付税ですか、中央病院がもうかってれば、それを旭市が基金としていざのために取っておく。やっぱりそういうのも必要だと思いますよ。一般の病院であれば交付税は入らない。それから固定資産税も取られる。もうかったら法人税も取られるでしょう。中央病院はそこは何もないわけですね。ですから、その辺を考慮した中でどうするか。もうここで議論しても始まらないと思うんですが、いずれにしても、1市3町事務組合のとき、こうであったからそのまま引き続きというのは、これは理由にならないと思いますよ。やはり市立病院になったらなっただで変えていく、それが本当だと思います。あとそれ以上言いません。

それでは、行財政改革の合併による交付税ですが、先ほど答弁いただきましたら、この合併によって22年度で約16億7,000万円ですか、メリットがあるということです。しかし、これも間もなくなくなってしまうわけですね。そしてまた、交付税、今、算入され、交付税来ている中で21億円ですか、公債、借金の返済分として国から交付税に算入されているわけですね。これから見ますともう4分の1は使えないわけですね。借金に払っちゃうわけですね。そういう中で例えば課長、銚子市の数字も、銚子市は人口7万人、ここと約類似団体ですね、そういう中で銚子市は合併しなくても内容的に財政、旭市と同じくらいなんですよ。銚子市は約7万人で、市税が旭市より15億円多い、それから中央病院分も約20億円、今度は旭市のほうが多いですから、それを相殺すると、22年度の決算でやりますと、旭市と銚子市は合併、ですから旭市は合併しなくても合併しても全然メリットないようなんですね。

それと、そういう中で今、旭市の職員が676人、22年度で。それで住民の計算でやりますと102人に1人の職員、銚子市が553人、それで人口は7万人なんです。そうすると、住民127人に対して1人ということになっているわけですね。そしてまた、23年度において基準財政収入額なんかあってありますよね。そんな中で、国が交付税算定する際の人件費なんかも、23年は22年度と比べて落ちているんですよ。1人で月に1万6,700円、こうなりますと、かなり旭市の交付税は減っていると思うんです。ということは、私、先ほど申し上げましたよ

うに、国の交付税がほとんど伸びない。しかし、今度は国が面倒を見るといった臨財債なんかが多くなっていると。極端に言えば、一升ますの中で片一方が増えれば、片一方が減るということになっちゃうわけですね。そういうことの中で、それらを踏まえた中でどういうふうにこの交付税を現状見ているのか、まずお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 交付税の現状をどう見ているかということで、銚子市との比較の話がございました。確かに銚子市は、うちのほうよりも税収で13億円ほど多いんでしょうか、それで、その差を見たときにはそんなに変わっていないじゃないかというようなご指摘だったと思うんです。ただ、交付税自体はもともと国の税収があって、それでそれを交付税に入れますよということになっています。ただ、今、地方財政対策というのは国の歳出があって、それをまず基準にして総務省のほうで考えます。それで収入、国の税収の一定割合が入ったときに当然足りない部分が出ます。その足りない部分を今、国のほうで補てんする方法をいろいろ考えてやっているということで、ですから、地方財政計画の中で地方の歳入と歳出が必ずイコールにはならないわけですね、国のほうで。足りない分はどうするかというと、国の責任で地方の歳入を確保してくれているというのが今の現状なんです。

そうすると、国の財政が厳しくなったらその先どうなるかという話なんですけれども、先ほど1つの例として、単位費用の話なんだと思います。計算する上で、例えば職員1人当たりの人件費を見るときにはこのくらいで見ましょう、それを計算して何人かかるから、それを全部積み上げたのが歳出の必要額でしょうということだと思えますけれども、それは確かに、単位費用自体は若干の減というのはやはりあります。ただ、じゃあ合併したところにメリットがなかったかということ必ずしもそうではなくて、やはり有利な補助金があって、さらに合併特例債も有利な形で交付税算入されます。そういったものは、やはりしなかったところよりは有利な形でできてくるということだと思えます。

交付税をどう見るかというのは非常に難しいので、私が国のことを考えられない部分ってあるんですけれども、ただ、今言えるのは、少なくとも地方財政計画の中で、こういった形で補てんしますよと言われたものについては積み上げて、きちんと計算して行って、今のところ合併算定替の数字はこのくらい、その先減っていくのはこのくらいという形で、確かにかえりには、最終的には20億円ぐらい出てくるんですけれども、そういった数字の中でどうやって考えていくかということで、行財政なり何なりをきちんとやっていく必要がある。一般

財源を少しずつ絞っていく必要があるということはあるということ、ちょっとお答えにはならないんですけども、制度自体がなかなか難しいものですから、1つのこうなったらこうなるという、単純にイコールではないものでございますので、その辺はいろんなことを勘案してから考えていく必要があると思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） もう時間がないからはしょってやりますけれども、次の合併特例債の関係でございますが、地域によってかなりばらつきがあります。そういう中で住民からは、いや合併して損したなど、地域によってそういう声が出ているわけですよ。そういう中で、今後この合併特例債などを均衡ある発展のためにどういうふうに使っていくのか答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 合併特例債を使った事業、これがすべて1市だけのためという形で考えられてしまうと、これはどうか。例えば旭中央病院のアクセス道、これは少なくとも周辺からすべて人が呼び込めるような形というか、スムーズに行けるような形にするために整備をしている。これは旧旭市だけのものではないという、そういったご理解をいただくことが必要なかなと思っております。

今後の事業の展開ということでございますが、当然新市の建設計画に載った事業で、まだ積み残している事業もあるかと思えます。そういったものを精査しながら事業展開をして、新市、新しい旭市としてふさわしい形にしていくんだらうと。当然これは学校の整備なんかも率先して進めてきたわけでございますし、その辺は積み残した事業を進めていくということでご理解いただければと思えます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、この合併特例債を使った学校建設事業がかなり多いわけですよ。ということは、やっぱりその地域がそれなりに今まで財政厳しかったと。それが合併によってメリットが出たということで、これは時間ありませんので、あとは。

次に、行財政改革の件でございますが、先ほどいろいろ答弁いただきましたが、ほとんど検討とか何とかが多いわけですね。しかし、これではもう現実には済まないと思うんですよ。26年度ですか、これで取りあえず合併メリットがなくなっちゃうんですね、あとは段階的でしょう。

そういう中で、この間も大阪市のほうでバスの運転手が給料削減された。そうしたら、結局そんなに削減されたら生活設計が狂っちゃうという、大分騒いでいましたけれども、やはり事前から助走つけていかなくちゃできないわけですよ。もう例えば26年度にはそれなりの体制を整えておく、早い話がさっき十何億ですか減るわけですね。それだけは減らないかな、それに近い数字が減らされるわけですよ。ですから、すぐ対応できるような、そういう中では、幾らアクションプラン作って格好いいことをやったって、やっぱり数字で表さなくちゃ何にもならないわけですよ。数字が物を言う。企業だってそうでしょう。みんなこれだけやりますよって言ったって、それには事業計画にはどこでも数字が載って当然なんですよ。こういう数字の載らないアクションプランなんかっていうのは、これは絵にかいたもちなんですよ、菜っ葉の肥やしと同じなんですよ。そういう中で、これはどういう数字の積み重ねなのか答弁いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） どういう数字の積み重ねなのかというところで、ちょっと何をお答えしたらいいのかが分からないんですが、行政改革のアクションプラン、行政改革の計画というのは、確かに議員さんおっしゃるように歳出を削減していくと、より小さな行政を目指すということが一番大きな目標であることは間違いないと思いますが、一方で市民サービスを上げていくんだということも行政改革の取り組みの一つだと思います。そんな中で、今あるアクションプランにつきましては、こういった形で金額の目標は人件費と徴収率ということででき上がっているということでご理解をいただきたいと思います。ただ、確かに交付税が減っていくというのは非常に大きな問題ですから、次のアクションプラン、27年からのプランになるかと思いますが、そこではできる限り数値目標のようなものを定めながら取り組めるようなプランにすることを研究していきたい、そんなふうに考えております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 行政サービスは、これは当然のことなんですよ。そういう中で、次のアクションプランでは云々って言いますが、既に22年度で合併算定替で、ここでは16億7,000万円という数字が出ていますね。これが減るのはもう目に見えているわけですよ。そういう中で当然このアクションプランには、これを見据えてアクションプラン立てているんじゃないんですか。そのためには、当然ここでこういう金額を減らしますと、それでなくちゃ何のためのアクションプランなんですか。じゃあ、例えば26年終わった段階で、そんな

に一気に削減できるんですか。削減するとなれば当然普通であれば自分の身は守る、身は守るといふか、極端に言えば給料等はそのままだにしたい。しかし、住民サービスをなおざりにしちゃう、こういうことになっちゃうでしょう。そういう中で、当然この数字があつてしかるべきなんですよ。それ、市長当然のことでしょう、どう思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに数値的な目標を立てて、これから合併特例期間の終えんに向けて計画的に財政計画を作っていくということが大前提だと思いますけれども、正直1回に全部一本算定になるわけではありませんし、9割、7割、5割、3割、2割、1割というようなことになっておまして、その計画に沿って、十分どれが行政改革ができるのかというものを再度もう1回見直して、プランに沿った面で頑張らせたいと、そんなように思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、そんな悠長なことを言つてられないと思ひますよ。だって、この数字を市長は知つての上でアクションプランも作り、また行政改革推進課を作つたわけでしょう。そういう中でちょっとあまりにも無責任過ぎるんじゃないかと思ひますけれども、ちょっと時間がないので、次に。

あとは、広域ごみの問題でございますが、今、銚子市の野尻地区16のうち9つが事前協議が済んでいるということでございますが、そういう中で今なぜこの事務所、市長は東総広域の事業管理者ですね、それがなぜ銚子市に持つていったのか。やっぱり一番の責任者なんですよ。そうなるに全然管理監督もできないわけでしょう、なぜ持つていったのか。それと同時に、この9つ済んでいる、あと残り含めた中で、いつごろまでに基本協定ができるのか。それと同時に、このごみの最終処分場、これは銚子市では不可能だという話があるんですが、その辺どうなんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 東広の中で管理者という立場で施設整備課というものを銚子市になぜ持つていったかという部分は、高橋議員から12月議会、9月議会にも質問があつたと思ひます。3市の首長間で話し合ひまして、とにかく16町内をまとめるためにはすぐ近くというような部分も必要だということの中で、行つたり来つたりの時間も合理化、軽減できますし、そして

また銚子市の内情に詳しい銚子市の職員を優先的にというような部分でありまして、銚子市に事務所を置くということでもあります。

しかしながら、東広の事務局長、かなりいろいろと精力的に働きかけていただいております。今、指示命令系統は東広の事務局長から、きちっと施設整備課のほうへ指揮命令系統は行っておりますので、そんなにも銚子市へ持っていったからといって、そういった高橋議員が心配するようなことは今起きていませんので、スムーズにその運営が行っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それと、銚子市でできないというような部分でありますけれども、最終処分場の問題ですけれども。銚子市で今、最終処分場の問題は、取りあえずごみ焼却場を最優先するというようなことの中で、最終処分場の話は首長間では多少話をしているんですけれども、具体的な進め方については、まだこれからということでもあります。

それと、16町内の中の、あと7町内がいつということではありますが、先ほど答弁がありましたように、24年度ということでもありますけれども、そんなに悠長なことを言っているというように私の方からも言いましたので、恐らく上半期のうちには協定の締結ができるのではないかなど、そんなように思っております。

今、実際に施設を設置する場所の大きな部落は協定を結んでありますので、恐らくそういった部分の流れをみんなが聞きまして、きっと上半期のうちには締結を結んでくれると、そんなような状況を今聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長は今、私のほうから言っているということで、言っているって、市長は最高責任者なんですよね。言うのは当然なんです。それで、そういう中でやはり最高責任者としてしっかり指揮監督はする、そういう中で進める。また、ごみの最終処分場ですか、今あやふやな答弁ありましたが、当初からこれは焼却場と最終処分場ですか、これは一体のものということで決まっているわけですよね。それでできなかったら、旭市としてはどういうふうに検討するのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 最終処分場のことにつきましては、まだ議論しておりません。ただ、首長間で話し合っているということであり、雑談的に話し合っている時点でおりますので、今きちっと、ごみ焼却場ができないのに最終処分場ができるという部分もありませんので、ご

み焼却場をまず最優先で造るという方向で今、頑張っているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 当初の基本協定みたいなものでは、一体で同一地区に造るということをやっているわけですね。じゃあ、ごみの焼却場はできました、最終処分場はできませんとなったら、旭市だってそんなに時間がないでしょう、満杯になるまでは。ですから、どういうふうにその辺もうちょっと具体的に答弁いただきたいと思えます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

○市長（明智忠直） 答弁をしませんです。一体化の中で進めるということは、もう3市の首長間での決め事でありまますので、決めたことを破るとするのは、やはり政治家としてちょっとどうなのかなと思えますので、2市の市長から強力に今責任を持ってやってくださいということをおっしゃっていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 政治家として、そういう約束を守るという話ですので、これは銚子市の市長は関係ありませんから。はっきり言って、これを進めているのは東広で進めているわけですね。その管理者が市長ですから、その辺を念頭に置いた中でこの問題を進めていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（林 一哉） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願ひます。

（2番 飯嶋正利 登壇）

○2番（飯嶋正利） 2番、飯嶋正利です。

平成24年第1回定例会において一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

早いもので、あの震災よりもう1年がたとうとしています。あの惨事がいまだに目に焼きついております。改めてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

一方、我が市の迅速な復興、もとのように直された道路、また水路を目にし、今後の復旧も速やかに行われるようお願ひ申し上げます。

私の地元でも日の出保育所、3月5日より再開させていただいております。地元にも子どもたちの泣いたり笑ったりする元気な声が聞こえてきます。非常にうれしく思っております。改めて執行並びに各課のご尽力に対しまして心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

大きく3点ほど質問させていただきます。

復興計画についてということで、市長の考えはということが第1点目。

小さい2点目です。昨年、総務委員会で、私ども大洗町のほうに視察に参りました。そのときに、大洗町では執行と議会が一体となって復旧・復興に全力を挙げるということで、そのような形が非常にスムーズに進んでいるということを知りました。

私も、議員になりましてまだ2年ちょっと、残りの任期まで1年ちょっとでございますが、この復興に全力を挙げたいというふうに考えております。市長のほうにも、この1点目、2点目併せまして、強いコメントをいただければありがたいなというふうに考えております。

2点目、この復興にやっぱり非常に大事なものはお金だと思います。被災した中小企業の施設整備の補助事業についてということで、昨年1次、2次、3次という形で、3次に千葉県まで認められたこの中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業というのがございます。まず、この概要について、ひとつご説明いただきたいと思います。

小さな2点目、この3次募集の中で、旭市の企業も何社かこの事業に参加できております。その状況をお聞かせいただきたいと思います。

小さな3点目、来年度以降のこの事業の予算、県、国の予算をお聞かせいただきたいと思います。

4点目、この事業をどのように旭市の中小企業の皆さんに周知していくか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

大きな3点目、児童・生徒の防犯対策についてということでお聞かせいただきたいと思います。

先日、東金市で発砲事件がございました。また、我が市でも昨年12月12日ですか、滝郷のほうで、狂言だということですが、事件が発生したということで、そのとき学校の対応ですね、たしかあのときには子どもたち全部小学校なんかは親御さんの引き渡しということで、その事件発生からメールを送信するまでの間を、時間を区切ってお知らせいただきたいと思います。

また、そういうことに基づいて、こういったものに対してマニュアルがあるのかなというふうには、先ほど午前中にも防災等で滑川議員のほうからもそういったご質問がありましたが、マニュアル等ございましたらお知らせいただきたいと思えます。

以上質問です。再質問は自席でいたします。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 飯嶋議員の復興計画について、市長のお考えはということで、1番と2番、執行と議会が一体となって早急に進めるべきと考えるということを含めて答弁をさせていただきます。

復興計画は、「心をひとつに 共に進もう 復興あさひ」をスローガンにし、一刻も早い生活再建を第一に、本市を取り巻くさまざまな課題等に対応した新たなまちづくりを推進するとともに、震災から立ち直り持続的発展を目指すため、行政が取り組むべき施策はもちろん、市民と行政が一体となり夢と希望を持った発展を遂げるための道しるべとして1月30日に策定いたしました。

復旧・復興に向けて被災者の生活再建、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくりの4つの方針に沿って28施策、125事業を計画いたしました。

その中でも特に津波対策については、早い時期から国・県へ、散乱した消波ブロックの復旧や人工盛土を利用した海岸減災林等の設置について、議会とともに強く要望してきたところでもあります。おかげさまをもちまして、本件につきましては、県により速やかな事業着手が図られております、と同時に、旭市の要望がほぼ全面的に取り入れられるような計画が県でも示されているところでもあります。

しかし、今後市としては避難施設の充実、住民への情報伝達体制の改善、日ごろの防災教育、さらに住宅再建、観光を含めた産業振興など、まだスピード感を持って対応しなければならないことが山積しています。ハード面・ソフト面を考えながら地域住民の安全・安心のために、なお一層の前進をしていかなければと、そのように思っているところでもあります。

復興計画の中で大切なことは、計画を実行することです。しかも被災地のため、被災者のためでなければなりません。議会とともに震災前の旭市に、そしてより発展した旭市を一体となって作っていきたく強く思っているところでありまして、そのためにも復興を強力に推し進めるために、庁内で専門のプロジェクトチームを編成しまして、スピードアッ

プで事業に取り組んでいきたいと、そのように今指示をしているところであります。よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、2点目の被災した中小企業の施設整備の補助事業ということでお尋ねがありました。4点ほどご質問がありました。それに対して回答させていただきます。

まず1点目の、事業の概要について説明をしてほしいということです。まず初めに、国の中小企業庁が所管しております、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の概要を説明いたします。

名称につきましてはちょっと長いので、これからはグループ補助金という形で省略して申し上げます。

東日本大震災で被害を受けた複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画書を作成し認定を受けた場合に、施設・設備について補助を受けられる制度です。補助対象者は複数の中小企業者から構成されるグループ、事業協同組合等の組合、商店街となっております。

補助の要件ですが、「一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること」など、グループ等の機能の重要性及び震災により事業所に甚大な被害があることとなっております。

事業計画書の提出先及び補助金の申請先ですが、補助対象地域の県ということになります。補助率は国が2分の1、県が4分の1以内となっております。

続きまして2点目の、3次募集での旭市内の企業の状況はということで、説明させていただきます。

3次の状況ということで、併せて1次、2次も含めて説明させていただきます。1次につきましては23年5月、国の1次補正予算で155億円が措置され、青森県、岩手県、宮城県、福島県、この4県が補助対象地域ということになりました。

2次につきましては、23年7月、国の2次補正予算で100億円が措置され、1次募集地域から青森県が除かれ、新たに茨城県が対象地域になりました。

3次につきまして、23年10月に国の予備費ということで1,249億円が措置され、新たに千葉県と再度青森県が加わり、6県が対象地域となったところでございます。

これによりまして、千葉県では平成23年10月14日から募集案内を行い、7グループから計

画書の提出があったと聞いております。幸いに旭市の事業者を含めた49事業者で構成する水産加工関連事業者グループは認定を受けることができました。グループ内の市町別の事業者数は、旭市が15事業者、銚子市が23事業者、匝瑳市が1事業者、九十九里町が10事業者となっております。

次に、3点目の今後の国及び県の予算ということで新年度予算の状況です。

24年度のグループ補助金の予算の措置状況ですが、国においては500億円、千葉県においては、23年度と同じ事業費規模で、補助対象事業費を22億円と想定しまして、国から2分の1の11億円、県負担分として4分の1分の5億5,000万円を合わせた16億5,000万円を計上しているところであります。

続きまして、最後の4点目、事業の周知ということで、この新年度事業に向けまして、まだ予算成立前ですが、予算が成立するという前提で始めました。公募してからグループ作成まで非常に時間がない等々のことから、早目に動いて周知を図ろうというふうに思っています。補助制度の説明会を今月の3月22日、23日の両日に、いいおかユートピアセンターで開催することといたしました。

なお、開催案内ですが、市のホームページへは掲載済みですが、広報への掲載を3月15日号を予定しております。周知につきましても同様、商工会と連携をとりながら事務協力したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから3番目の、児童・生徒の防犯対策についてということで回答させていただきます。

12月12日に、最終的には自作自演ということで終わったわけですが、刃物を持った人物が滝郷地区にあらわれたということで、それにつきまして、最初に時系列で当日の対応について説明させていただきます。

最初に、10時55分に滝郷の駐在、警察のほうから、警察官が滝郷小に来校いたしまして、それで滝郷小学校はその事実を把握したということでございます。それを受けまして学校は、校内すべて施錠いたしまして、教職員による校舎内外の見回りを行いました。その後も継続して教職員が見回りを行いました。その後すぐに、小学校の校長のほうから教育委員会の学校教育課に不審者の情報及びこういう対応をしているということで連絡が入ってまいりました。その後、11時55分に、旭警察署の生活安全課長より一報が入りました。情報を入手いた

しました。その後、教育委員会のほうから旭警察署の生活安全課長に連絡をいたしまして、対応について協議、相談をいたしました。

内容といたしましては、最初にまず市内各学校への情報内容あるいは不審者情報を配信する内容について、こういった形でいいだろうかということで警察と協議をいたしました。その後、12時45分に、市内の各小・中学校へ第一報を配信いたしました。これは教育委員会のファクスを使いまして全20校、滝郷小以外ですか、19校にすべてファクスで連絡をいたしました。そのときには事実のみを一応記載いたしまして、基本的に安全確保を依頼するという形で第一報を入れました。

その後、10分後の12時55分に、今度は市内各小・中学校へ第二報を配信いたしました。これにつきましては、いわゆる下校対応等、具体的な対応ということで、例えば全員を保護者に引き渡すとか、あるいは帰った後外出をしないとか、そういったことについて具体的な下校後の対応あるいは下校時の対応ということで、すぐに連絡をいたしました。

同時に、この段階で旭市の不審者情報によるメール配信も行いまして、地域にも注意喚起及び児童・生徒の下校における見守り等を配信いたしました。

その後すぐに、給食食べた後、小学校については授業を打ち切って、迎えに来ていただくようにということで全15校に連絡をいたしましたので、同時間帯に教育委員会では指導主事、指導班を2班に分けて市内を巡回いたしました。同時に各学校でも教職員がその時間帯で見回りを行ったということでございます。16時半に生活安全課の課長から虚偽通報が入ってきたということでございます。

なお、中学校につきましては、当日、ちょうど12月ということで面談等が入っていたとかいろんな状況がありまして、若干対応が違ったというところがございますが、いずれにいたしましても早目の下校、同時に、帰る時間帯につきましては職員がすべてその時間帯を見回るということで対応いたしました。当日につきましては、そういった形でございます。

それからあと、マニュアルのほうでございますけれども、いわゆる各学校のマニュアルにつきましては、先ほど申し上げましたように防災のマニュアルと同じように、防犯マニュアルは既に全部できておりますし、また不審者対応の訓練等も各学校で独自で行っております。

ただ、今回の事件を振り返りまして、いわゆる教育委員会あるいは市全体の連携とか、そういった部分のマニュアルに若干ちょっと不備があったかなということで、これを受けまして、いわゆる教育委員会では旭警察署の生活安全課と連携・協議をいたしまして、具体的にどういったような、特に当日はさまざまな関係機関からいろんな連絡がございました。そう

いった連携・連絡でしょうか、そういったものを整理整頓いたしまして、そしてどういった形で各機関との連絡をしていくか、そういったこと、特に情報の共有化というのは一番大事だと当日思いましたので、その辺を具体的に作りまして、それを各学校へ参考マニュアルという形で配布をいたしました。ということで、市全体でこういう取り組みをするということで、具体的な教育委員会サイドのマニュアルを策定したということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。市長のほうには、本当に力強いコメントをいただきましてありがとうございます。私ども微力ではございますが、この復興に全力を挙げたいと考えております。ありがとうございました。

2点目の中小企業整備事業です。1つ、再質問をしようと思ったことを課長答えていただきましたんですが、銚子・九十九里地域の水産加工関連事業者を中心とした主要事業者復興グループということになっています。

私個人的には、旭市でやれたのではないかなというふうなことも考えております。その辺で、もちろん使っていただいた業者は確かに本当に役に立つと思うんですよ。ただ、知らなかった業者ももちろん数多くあって、その辺のところを周知的にはどうだったのかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 第3次の周知の関係でしょうか。3次のほうにつきましては事業の始まりが、まだグループ補助金が千葉県に対象にならないような時期に、銚子市のほうから、水産加工事業所を何とか救えないか的な話が県のほうにあったというふうに聞いています。もちろん旭市でも市長と直接県のほうに行って、中小企業者を直接救えるような補助制度がないかというような要望は再三再四しております。その中で、このグループ補助金が、千葉県が3次で対象エリアになり、水産加工という形でのサプライチェーンというか、1つの産業群が形成できるのではというような動きの中から、銚子から九十九里までを広域とした水産加工グループを形成して、一つの申請団体となろうというような形で動いたというふうに聞いています。

市では直接受け付けるとか、先ほど申し上げましたけれども、県が直接の受け付け、申請提出先の窓口になりますので、あくまでも県のほうから情報をいただいたり、水産加工の

組合がございますので、そちらのほうからの事務依頼等々をしながら事務協力を行ったというような、事業者から持ち上がって補助金がついたというような、そんな流れが3次でした。

今回も、その辺の事業の周知が十分できたか等々の反省に立ちまして、新年度予算ではこのグループ補助金の千葉県枠をぜひ旭市で勝ち取りたいというような気持ちもございまして、早目に動いて、まだ予算成立前ではございますが、22、23日から事業説明をしていながら、グループ化がうまく組めればいいなということで動いていますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。もうその3次は終わったことなので、これ以上言うつもりはございません。この24年度予算もある程度きっちり用意されているということなんで、やっぱり今こそ政治が、行政が、このお金を旭市に引っ張ってきて、これかなり大きな効果があると思うんですよ。それについて、市長いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） このことについては、先ほど課長のほうから話がありましたように、市でも全面的に応援をしていかなければというような部分で、商工会と綿密に打ち合わせをしまして、グループ補助金、そういった部分はきちっと旭市で取ってほしいと、そんなような今状況で説明会、そしてまたどういうグループが旭市として数多くの被災者を含められるのかどうかという部分、商工会と本当に一生懸命、綿密に打ち合わせをしているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） このグループを組む場合に、1つのグループで大きな形をとるのか、それとも複数のグループで申請を出すのか、その辺のところもひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） これは、どのようなやり方ということについては規定ございません。ただ、補助対象要件は、先ほども申し上げましたけれども、地域において非常に重要な産業群を担う、これが最大の採択のポイントになります。

具体的に、この事業が始まったきっかけというのは、皆さんご存じのとおり、東北地方の

自動車のサプライチェーンの工場群ですか、これが機能しなくなったために非常に関連作業が大打撃を受けた。その産業群、サプライチェーンを救おうというような発想から、この補助事業ができたというふうに聞いています。

前回の3次とか、ほかの今までの採択状況等を見ますと、やはり大きなグループを作っているようです。ですので、エリアを大きくするか、事業所を大きくするか、経済効果を大きくするか等々の考えはいろいろあると思いますが、いずれにしても小さいグループで申請するというのは非常に不利かなというふうには考えています。その辺がグループを作ること何かヒントになっていくのかなというふうには考えています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。

じゃ、4番目に入りたいと思います。

今、課長のほうからそういった答弁、これ東北のほうでは商店街から小売店、民宿、建設業、あらゆる部分の業種を助けております。これの周知についてですが、私どもにもぜひ手伝わさせていただきたい。そういった文書を作っていただければ、私たちも歩いてやっぱりつなげていこうかと思っています。ぜひ協力させていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 非常にありがたい申し出なので、考えさせていただきます。

今、先ほど市長が言いましたように、きのうも実は夜の時間含めまして、商工会のほうでどのように説明会を持っていくか、どのように周知をするか等々で、今、実は事務的なレベルですけれども、いろいろ詰めてございます。できるところがあれば、またご協力いただければありがたいなと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） このグループの事業ですが、代表者がもちろん必要だと思うんですが、ある程度その辺のところは、めどは立っておるんでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 先ほど申しあげましたように、グループ作り

が一本で出てくるのか2本で出てくるのか等々ございます。ですので、それぞれのグループの中でリーダーを作っていたらと、いわゆる代表者を作っていたらと取りまとめるというような、これはあくまでも事業者のほうで作っていくグループ、それを後押しするという形になりますので、それはその中でまた県に決めていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。この事業を本当にぜひ旭市のほうに持ってきていただきたいというふうに考えて、この2番目は終わりにいたします。

大きな3番目、先ほど、この事件以来、若干のマニュアルの手直しがあったということで、その前段とマニュアルの大きな違いというのがあればお聞かせいただきたい。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 手直しと申しますか、特に教育委員会サイドで、当日実は情報がすごい混乱をいたしまして、それで遠いところの市町村の教育委員会なども連絡があるとか、あるいは警察も旭市あるいは香取市の警察からも連絡があったりとか、情報がいろんなところから来まして、その辺のいわゆる連携がなかなかうまくできなかったと、教育委員会サイドなんですけれども。その辺どういうふうに情報のやりとりをしたらいいかということ具体的にフローチャートみたいな形で図示しまして、これがまず1つ一番大きな当日の反省点でございました。

もう一つは、いち早く連絡をしなければならぬということだったんですが、実は当日、教育委員会からファクスで各学校に送ったんですが、ご承知のようにファクス20校ですと、これが同時に行かないんですね。1つ1つ電話回線につながっていくというようなことがあったもんですから、これでは最初の学校と最後の学校では結構タイムロスと申しますか、それが出てしまうんじゃないかなということが、ちょっと反省で出まして、今メール配信もやっておりますので、今度はやっぱりいち早く、第一報をやる場合にはメール配信をします。ただしメール配信をしても、なかなか学校現場で常にメールを見ているというような状況でもありませんので、ですから、例えば教育委員会が分担して各学校にまず電話連絡を入れると。メールを見てくれということでもいち早くやるとか、そういったその情報をいかに素早く、情報をどうやってどのように整理整頓していくかということが、今回教育委員会サイドで一番大きな課題になったと。そこを整理整頓したということでございます。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 当日、小学校は父兄に受け渡すということで、最終のお子さんというの
はちなみに何時ごろ引き渡しができるのかなというふうにお聞かせください。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） すみません、その辺はちょっと具体的には、当日の最終のお子
さんについて把握ができていないんですが、ただ、一応各学校で、いわゆる引き渡しが終わ
った段階で全部各学校から一応連絡を受けておりますので、それが大体夕方、ちょっと緊急
だったものですから、なかなか保護者の方々が迎えに来れないと。その場合には、学校です
べて預かっていたきたいということでお話をさせていただきましたので、具体的に何時か
というのは把握できていないんですけれども、小学生についてはそういうことで、すべて親
のほうに迎えに来てもらうということで対応させていただきました。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 今、親に迎えにということでしたが、すべての親が迎えに来れるとい
うことでは必ずないと思うんですね。そういった場合に今学校がというお話ですが、こうい
った例えばそれが遅くなるのとか、かなり遅い深夜になるとか、そういった場合に本当にどう
するのかということのをこれからも考えていかなくちゃいけないと思うんですよ。子どもたち、
やっぱりストレスもたまるとしよしね。その辺のところ子どもたちを、誰が最終的に守
るのかということで、学校のほうが責任を持ってということなので、この問題は結構です。

それと最終的に、田舎だからこういった事件が起こらないということは、これからない
と思うんですね。親御さんは、学校に行っている子どもは安全だと思って学校に託しているわ
けですよ。その辺のところも十分考えながら、学校の運営をこれからも行っていただきた
いなというふうに考えて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番議員、公明党、伊藤保。議長より発言の許可が出ましたので、質問をいたします。

初めに、東日本大震災から1年がたとうとしています。改めて、被災で亡くなられた皆様にはご冥福をお祈りし、被害に遭われました皆様にはお見舞いを申し上げます。

復興元年と言われるこの1年、さまざまな国・県の施策が出ると思います。今回、3項目6点にわたり質問をいたします。

1項目めの復興について伺います。

ようやく旭市復興計画ができました。内容を見ますと、計画期間23年から27年の5年間ということで、旭市総合計画の中の特別計画と位置づけております。国は復興庁を創設し、全国222市町村を復興特区と指定し、復興がしやすくなるような体制を敷きました。そこで、復興特区の内容について、分かりやすく説明をお願いいたします。

2点目に、旭市防災計画を見ると、津波・地震災害には重点を置いていなかったことが見受けられますが、ページも津波については2ページと、液状化についてもあまり掲載はしておりません。今回の旭市復興計画にある、災害に強い地域づくりで想定した災害の規模はどのぐらいなのか、想定震度、何メートルの津波の想定なのか説明をお願いいたします。

3点目に、旭市でも津波によって住宅を失い、液状化によって住めなくなった方々が仮設住宅におられます。被災者の住宅対策を今後どのようにしていくのか説明をお願いいたします。

4点目に、液状化によって壊れた私道排水整備ですが、昨年から質問をしておりますが、私道の整備にまだ時間がかかると思います。今、3分の2の補助がついていますが、再確認をしておきたいので、条件の説明をお願いいたします。

次に、農水省の新規事業の中で、青年新規就農倍増プロジェクトとありました。これは予算の中でもありましたが、新規就農支援事業とは同じものなのか伺います。

最後に、旭市グリーンパークについて伺います。

一般処分場としては、あと何年使用できるのか再度伺います。過去の一般質問でもお答えがありましたが、よろしく願いいたします。

以上で質問は終わります。再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 復興について、復興特区はどのような内容かというご質問にお答えいたします。

先ほど議員が222と申しましたけれども、これは特区とは違いまして、特区とはというふうに今ご説明申し上げます。

東日本大震災復興特別区域法という法律がありまして、その第4条第1項に規定する復興推進計画というのがあります。同じ法律の中で、46条第1項に今度は策定する復興整備計画、この2つ目になります。3つ目に、もう一つ、第77条第1項に規定する復興交付金事業計画があります。市町村がそれぞれ策定いたしまして、国の認定を受けた地域、これを復興特別地域、復興特区と呼んでおります。

1つ目の復興推進計画ですけれども、これは個別の規制や手続きの特例や税制上の特例等を受けるためのものが1つ目と。2つ目の復興整備計画は、土地利用の再編に係る特例許可を受けるためのもの。それから、3つ目の復興交付金事業計画というのが、国の5つの市町が所管する40事業の交付金を受けるための計画だということで、旭市が取り組もうとしているのは、この3つ目の復興交付金事業です。

それでは、旭市の5つの事業、これは先ほど滑川議員さんにもお答えしましたので、簡単にご説明申し上げます。避難タワーだとか避難誘導看板だとか、それと取り組む防災総合推進事業というのが1つ。それから、2つ目には、ポーリングによる液状化の調査等であります。3つ目には、避難道路の拡幅、それから4つ目には集排事業、震災により壊れた農業集落排水施設の復旧だと、5つ目には、被災地における合併浄化槽の入れ替え、こんな状況であります。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、私のほうから復興についての2番目のご質問で、災害に強いまちづくりで想定した災害の規模はどれくらいかという部分で、地震・津波の規模ということでございます。

国の中央防災会議におきましては、津波対策を構築するに当たっては2つの津波、レベル

1とレベル2を想定するようにとのことをございました。千葉県では、発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波、これを津波レベル1という。発生頻度が極めて低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、これを津波レベル2ということで、2つのレベルの津波を想定した基本的な方向性を示しました。

これを踏まえ、県河川整備課では、旭地区の海岸の防波堤などの構造物によって、津波の内陸への進入を防ぐための海岸減災林等の高さを6メートルで整備するというふうになったものでございます。

また、千葉県地域防災計画におきましては、東日本大震災から得られた課題等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波ということで、津波レベル2を前提とした計画の見直しを図り、10メートルの津波を最大想定として、今年度中に新たな津波浸水予測図が作成されるということですので、最大規模は10メートルというふうになります。

当然、当市におきましても、県の想定に基づきまして地震の規模や津波高を協議し、県と市が整合性のとれた規模を想定してまいるという考えでおります。

それから、地震であります。地震につきましてはマグニチュード9.0以上という部分の中で、具体的な震度についてはまだ指針は出ておりません。これから行われる県の防災計画の見直しの中で、九十九里側、東京湾側といろいろございます。そういった中で、この地域が地震の震度としては幾つかというのが示されるものと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 仮設住宅に入っている被災者のその後の住宅対策ということでございます。仮設住宅の被災者の住宅対策なんですけれども、今のところ、企画政策課が昨年末に被災者の生活再建支援金、これは住宅の再建をするということであれば加算金、例えば修繕するなり何なりということで、それがいただけるわけなんですけれども、その未申請者に対してアンケートを行っております。その結果の要望の中で、市営住宅に入りたいという形で回答をいただいた方が、実は10戸でございました。

まだ、態度を決めかねている方が相当数いらっしゃるんだと思うんですけれども、まずその10戸の方がいらっしゃるということで、市営住宅への被災者向けの特例入居の募集を、昨年に引き続きまして、この5月に実施する予定でおります。

あと、雇用促進住宅につきましても、現在20戸程度の空きがございますので、これら施設への誘導を図る予定もしております。あと、県営住宅につきましても、空きが出た段階でス

トックしていただけるということもちょっとお伺いしておりますので、そういうことも含めて対策をいろいろ考えていきたいと。

ただ、市のほうで、例えばいわゆる災害公営住宅の話がよく出ておりますけれども、それをやらないのかということでございますが、ただ、それをやるためには、まず災害の査定を受検する必要があります。ですから、市のほうでは災害の査定を受けます。この3月23日に災害査定を受けまして、将来的に、災害公営住宅を建設するという事になった場合に備えることとしております。

そのために準備をしていくわけなんですけれども、さらに仮設住宅の入居者が公営住宅に入りたいという形があれば、その入居促進を図るために、県営住宅それから市営住宅の募集については、その都度、仮設住宅の談話室等に募集のチラシを配布しているところでございまして、今後とも、引き続きそういった措置をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、3分の2の条件ということですが、東日本大震災による災害の条件ですが、通常の今までやっている旭市の私道条件とほぼ同じでございます。ただ、緩和された点は、幅員が4メートルなくてもいいということ、あとは従前ですと、その他権利を有する者の同意書を全部もらわなきゃ駄目だということがありましたけれども、全員もらわなくても、直す方のある程度のものがあれば、その辺はケース・バイ・ケースによっていいだろうという話にはなっております。

それとあと、事業の終わりですが、26年3月31日までに工事を終了させてもらうという形の条件をつけてございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員さんの青年新規就農倍増プロジェクト、これが今回24年度の予算書の中の新規就農支援事業、これは同じものかということでご質問いただきました。同じものというよりも新規就農支援事業、これは青年新規就農倍増プロジェクト、この中に入っているところでご理解いただければと思います。

国のほうでは、午前中も質疑がありましたように、実は後継者の育成を図ろうということとその目標、現時点での定着率、これは1万人というふうに見ております。これを国のほうとしましては2万人が実は目標であると、そういうふうなことで倍増計画ということで今回

24年度から事業を行うということで聞いております。この中の主な事業としまして、新規就農者の確保事業、これは2つあります。1つは、就農前の研修事業のところ、2年間農業青年に対して、就農に対しての給付金を行う。年額150万円を予定しております。

さらに、研修等終わりました後に就農しました後継者、就農直後の後継者に対しまして最長5年間、年額150万円給付金を交付する。市のほうとしましては、この就農直後の5年間、ここにつきまして市の予算書の中に盛り込んである、そういうことでございます。

さらに、市のほうの就農支援の要件の中で、今現時点で国から来ておりますのは要件が幾つかありまして、150万円の経営開始の給付要件としましては、独立・自営の就農時の年齢が原則45歳未満。さらに独立・自営就農、これが条件である。さらには経営開始計画、これを市が認めた者、さらには市がこれから作ります経営再開マスタープラン、ここに位置づけられること等々のいろんな要件がございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからはグリーンパークについて、あと何年使用可能かというご質問にお答え申し上げます。

グリーンパークは平成9年3月に設置し、本年度で15年を経過いたします。そして、一般廃棄物最終処分場として、年間約5,000立方メートル程度の埋め立て量を見込んでおり、平成23年度末の残余容量は約3万7,000立方メートル程度と考えております。これを基にして計算しますと、約7.4年の期間があと使用できると考えておりまして、平成31年8月ごろまで使用が可能ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 先ほど、復興特区の特区というよりも、復興特区と言ったほうが分かりやすいのかもしれませんが、このメリットとデメリットがあると思うんですけども、その特徴というのはどういうものなんでしょうか。使いやすいとか、いわゆる使いづらいかという、そういう部分もあると思うんですよね。ですので、この地方に合っているのかどうか、この旭市に合っているのかどうかというのをちょっと伺いたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 復興交付金のメリット、デメリットについて

ですけれども、メリットとしましては、交付金は一定の国の補助金、各メニューによりまして規定があるわけですが、それに加えて追加的に補助金や地方交付税の加算があるわけです。地方負担の全部を手当しますよと言っているわけですから、これがメリットなんでしょうか。多額の費用を必要とする復興事業においては、本交付金に大いに期待するものというものであります。

デメリットと申しますと、デメリットと言っていいかどうか、要件が各事業ごとに細かく設定されておりますので、国が計画を認定する事業については、ハードルが高い、このことをデメリットと言っていいかどうか分かりませんが、これだと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） そうすると、地方にはちょっと向かない部分も出てくるということでしょうか。その辺のところをちょっとお聞きしたいんですよ。というのは、旭市はかなり被災に遭っていますので、何とか私道とか、そういった公共施設の部分も含めて復興に使っていただきたいという部分もありますので、その辺がちょっと精査できないと、何とも国のほうとしてもやりづらいんじゃないかなというのがありますので、こういう要望がありますよというのを我々も協力してやっていきますので、その辺のところはまたちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 地方に向いていないのではというご質問なんですけれども、先日、新聞記事で発表になりました、第1回目の交付金の全国の総事業費が3,000数億円という記事があつて、千葉県は3つの市の1.7とか1.8億円程度だったんですね。だから、議員さんは地方に向いていないのではということなんですけれども、国はとにかく復興するためのまちづくりをどうするんだと、そのいい計画を持ってこいと、これを言っていますので、決して地方に向いていないと、こういう制度ではないと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 今言われました第1次の募集では旭市が入っていなかったもので、あれ何でだろうなと思って伺ったら、まだ復興計画がきちっとできていなかったということだったので、それで納得したんですけれども、今後また3月末にあると思いますので、それ相当の予定している、5事業ですか、5事業と言われましたけれども、そのほかにもしあったならば、やはりこの際ですからしっかりと要求をしていただきたいと思います。よろしくお願

します。これは要望ですので。

では、次に移ります。

レベル1、レベル2という形でございますけれども、恐らくこの10メートルに修正したという県の部分があるんですけれども、神奈川県は鎌倉市で13メートルですか、後から出したんですね。それに伴って、当初千葉県は10メートル以下だと。それではどうだろうかということで変えてきたわけですが、恐らくこの10メートルという部分は、千葉県としては元禄地震と、それからもう一つの地震がありますけれども、そういったものが中心になっていると思うんですけれども。

地震というのはいつ起きるか分かりません。実際に元禄地震が起きたのが、大みそか夜中だったんですね。真冬でした。極寒のときでしたので、もし仮に想定している地震が起きた場合に、緊急避難公園とか、それから緊急避難タワー、それから避難路、これ夜だと真っ暗になるんですね。その辺のところはどう考えているのかちょっと伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、元禄地震を想定してというお話がありましたが、現在の計画自体は元禄地震、延宝地震という部分の中の計画でありまして、それよりも今回大きな災害であるということで10メートルという部分を設定したというふうに聞いております。それで今、夜間に発生した場合というお話がありました。これからの検討ということになるわけでございますけれども、夜間に津波が来襲する場合につきましては、地域住民の避難を安全かつ確実に行うために街路灯の設置、それから避難路指示標の設置が必要というふうに考えております。それから、来年度建設予定でございます津波避難タワーにつきましては、太陽光照明などの設置を検討していきたいというふうに考えております。

そのほか、お話にありました避難公園、避難路の照明につきましても、地震による停電に備えて、非常電源付街路灯、それから蓄光、反射材の設置も有効であるというふうに聞いておりますので、今後の事業の進捗に併せて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 分かりました。そういうことですので、しっかりと夜間のことも対策として考えていただきたいと思うんですね。元禄のときは2,000名近くが亡くなっております。ほとんどが家屋の倒壊と、それから溺死なんですね、凍死と言ったほうが早いと思いますけれども。

そういった中で、当時の古文書を見ると、1,700メートルぐらい足川では遡上しているんですね、1,700メートル。ということは、今の一宮線も超えてくると思うんですよ。そうした場合、考えてみると、やはり2時間ぐらいで津波が到達しています、23分ですか、23分ぐらいで津波が到達しています。ですので、いち早い避難が必要となるわけですがけれども、そうした中で住民に惹起するといいますか、喚起するというんですかね、そうした部分では、海拔表示が以前からずっとありますけれども、今回300枚程度の予算がありますけれども、300枚ではちょっと少ないんじゃないかというふうに思うわけです。いすみ市では250枚程度と言っていましたけれども、いすみ市の場合には平野が少ないですので、この旭市は平野はかなりあるので、何とかもう少しふやしてもらえないか。そこで、今までついていた海拔表示というのはどのぐらいあったのかお伺いしたいんですけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 海拔表示板、今まで何基あったかということについては、飯岡地区に100基という部分であります。今回300基を追加しているということを考えております。これについては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、津波のレベル1、レベル2というのがはっきり出ましたので、当然今度は10メートルの津波だとどこまで浸水するかと。県のほうでそれを作っておりますので、その浸水区域がどんどん広がるという部分であると思います。そうなった場合については、また5年間の計画でもありますし、それについてはふやしていきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 今5年間と言いましたけれども、実際にこの1月に入ってから1週間で310回ほど体に感じない地震が起きているということで、そうするといつ起きるか分からないんですよ。ここの沈降というんですか、地面が沈んだ部分が、やっぱり二十数センチあります。それから、萬歳にありますけれども、いわゆる測る機械ですね、それを調べてみると、やっぱり真東に二十数センチ動いているんですね。そうすると、それが徐々に今戻ってきているような段階なんですけれども、これがもし、これはサイレント地震と言っていますけれども、一気にこれが10センチとかという形でほんと1回になっちゃったら大変な災害になると思うので、安心感を与える点ではなるべく早くやっていただきたいと、このように思いますが、その辺のところはなるべく早く、市独自で県の出る前に住民に惹起するとか、そういう部分の動きがあるんでしょうか。以前マップとか古いやつがありますけれども、そのマッ

プに記入するというふうな形でどうなんでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今5年間と申し上げましたのは、計画が5年間ということで申し上げます。当然、復興交付金の対象にもなるというふうに考えていますので、そういうものもありますけれども、今お話のあったとおり、なるべく早い時期の中で進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） じゃ、次の質問の仮設住宅の件でお聞きします。

仮設住宅に入居している方から常に相談があるのはどのくらいいられるのかという、もう2年って知っていますけれども、どのくらいもう少しいられるのかなという、そういう相談が常にあるんです。もう一つは、ずっと飯岡にいたいとか、そういう相談はかなりあるんです。一例を挙げると、阪神・淡路大震災で最長5年ぐらいでしたか、延びましたけれども、この転居できない方に対して、どういうふうにするのか。また、仮設住宅の耐用年数というものもあると思うんですね。ですから、これが5年以内なのか、それもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、仮設住宅についてお答えいたします。

初めに、仮設住宅の設置期間というご質問がありました。仮設住宅につきましては、あくまでも仮設建築物としまして、災害救助法の適用を受ける中で建築基準法85条4項によりまして、現状ではリース契約により千葉県が設置し、2年間ということになっております。

この場合、この仮設住宅につきましては、原則としては一定の期間が終了した後、つまり現状では、通常2年後には撤去されるというふうに考えてございます。

それから、仮設住宅の耐用年数という話がありました。その耐用年数というのは、基本的に通常の軽量鉄骨造の建築物、いわゆる恒久建築物であれば27年程度というのはされていますけれども、これはあくまでも恒久的な建築であると。仮設住宅につきましては、あくまでも仮設建築物ということで、耐用年数というのはありませんけれども、あえて申し上げますとすれば3年から5年というものは可能かなと。ただし、これにつきましては千葉県が特定行

政庁の許可権者でございまして、安全上、それから防火上、衛生上、これらについてが安全であるとクリアされないと特定行政庁は許可をしない。

一方では、設置者が県でありますので、こういったものにつきましては、県がそういったものについて対応する補修工事等を必要なものについて行うということが大前提になると、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 今、仮設住宅のお話で、入居期間が2年ということで、大体2年なのかなというふうには考えていたんですけども、最大で5年ぐらい、できればいいなというふうには思うんですけども、市営住宅、先ほど優先的にということでありました。市営住宅で入居を優先的に行っているということでございますけれども、一般の募集者もあるわけですね。そうすると、その一般の募集者が後回しになったりということはないのか、その辺のバランスというのはいかがなものなんでしょうか、お聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 昨年なんですけれども、まず6月に1回、被災者だけということで募集しております。今回も5月にやると。それ以外は一般の方も併せて募集しております。去年は6月、8月、11月と3回、あと2月に今募集してしまして、これはこれから審査になりますけれども、その状況なんですけれども、去年の6月、8月、11月の3回の募集で被災者の方は4名入居しております。それ以外の一般の方は3名になります。

このバランスがどうなのかという話になってしまいますと、それは一概には何とも言えない。確かに募集に応じてこられる方、非常に生活状況等やはり大変な方が多うございますので、その辺は選考委員の方々の意見等で決定している状況でございますので、何とも言えない状況ではございます。ただ、入居者の中で、被災者に対しては点数的に優遇しているという状況があるということです。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 私の心配しているのは、その辺のところなんですけれども、結構生活に苦しい一般のアパートに住んでいて、どうしても生活が苦しくてという相談もあります。ですので、この住宅ですけれども、それからもう一つは、今まで年金で、実際に自分の家で住んでいました。そうすると、今まで光熱費がかかっていた部分があるんですけども、今度

は家賃を払わなくてはならないということで、ほかのアパートに住めないということが出てくるわけですね。これらのことを考えると生活が今後厳しくなる、またはできなくなるという声もあるので、ぜひこういう声も参考にして復興住宅というんですか、復興計画に出ていますけれども、そういったものを考えていただきたいなどこのように思います。いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 先ほどちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、この3月に災害査定を受けるといったのは、災害査定を受けないと災害の公営住宅の建設をすることができないということで、これも通常であれば、その市町村で100戸以上の滅失家屋がないと災害公営住宅を造れないと。その滅失した戸数を確認して、国土交通省と財務省のほうで、そちらの地域については、まず建てられるかどうかの査定が入るということですね。そのための申請をまずしておくというのが大前提であります。そのための準備をしておりますので、今のところ住宅の戸数については相当数あります。市営住宅にしても何にしても。それはいろんな形でローテーションを組んでいけば、結構埋めていける数だと思うんですけれども、その先については、やはり個々のヒアリングが必要になるだろうと。そのときに急にというのはできませんので、そのための準備は、うちのほうで今しているということでご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ準備をしていただきたいなど、このように思います。

次の質問に移らせていただきますけれども、これは何回か質問を私道の件ではいたしました。市長は前回の質問でも、最後に考えると言ってくれましたけれども、今、液状化の地区では、定住をあきらめて引っ越しする世帯が見えております。今まで、例えば5軒なら5軒とまとまっていたんですけれども、2軒になっちゃったとか、そういうふうにとんどん少なくなっているところもあるんですね。ですから、なかなか話もまとまらないところも出てきているんですね。そんなにお金が出せないという部分であります。ですので、この補助金ですか、そういった補助率をもう少し上げてもらえるとか、そういった形のものではないのかなというふうに考えているんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 私道整備につきましては、震災前より1.5倍増額をしまして補助をしてきたところでありまして、確かに議員がおっしゃられるように、被災を受けて、それでまたさらに私道のほうの整備も、自分である程度のところを出さなければというふうな部分で、そこを離れるという人も出るというようなことも聞いておりますけれども、その辺もう少しよく精査しまして助成金とか、あるいはまた、ただ、その私道の補助金については、やはり一応条例といいましょうか、そういうことで決められますので、規則ということで決められますので、その別な枠で何か方法があればというような部分で、これから検討していきたいと、そんなように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ検討していただきたいと思います。私道といっても、集配で公的な車も通るところもあるんですね。ですから、できればそういった寛大に見ていただきたいと思います。

じゃ、次の質問に移ります。

先ほど話しておられたと思います、滑川議員の質問でもあったと思いますけれども、平成18年と現在の就農の差というのはどのぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今の議員のほうから、新規就農者の数ということでご質問だと思います。今資料を出します、すみません……、平成18年には新規就農者の数が27名いました。22年には9名、こういう数字になっております。ちなみに、19年には19名、20年には25名、21年には15名、そういうことで年度のばらつきがあるということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ちょっとこの新規就農総合支援事業という、一緒だと思うんですけども、法人職員として18歳、高校卒業してということですけども、法人職員としての就農ができるということがありましたけれども、法人側に対して雇用事業、研修経費として年間120万円を助成するというのがありましたけれども、この市内に、市内というよりも育成機関、青年の育成機関というのは、県内または市内近くにあるのでしょうかお聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから法人に対しての就農、実はこれは県の予算とは別に、国が法人に対しまして農の雇用の事業というようなことで研修経費、月額10万円、こういう事業がございます。これは紹介しておきます。

さらに、県内この近くに農業研修する場所がということでご質問があったと思います。この近くでは、千葉県につきましては東金市にあります県の農業大学校、ここでの研修、これにつきまして研修を受けている後継者、これを実は就農の準備の給付金、そういうことで想定しているということで聞いております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） よく分かりました。今ばらつきがあると言っておりますけれども、農家を継ぐ方というのは非常に少ないんですね。ですから、ほかから入ってきて、新しい青年が農家に着手するというのが今話題になっているんですけれども、そういった意味でやはりこういった青年新規で就農するというのが非常に大事になってくるんじゃないかと思うんですね。人数も人口も増えますし、そうした場合にどんどんこういったことをやっていただきたいなど、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

先ほどグリーンパークの件ですけれども、グリーンパークの焼却灰の放射能ですけれども、ホームページで見ましたら、1月7日にかなりの放射線が出ているんですけれども、この飛灰の放射線が出ていました。そのものはどこへ行ったのかなというのがちょっと疑問だったので、お聞きしたいんですけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

1月7日のセシウムでしょうか、これは焼却灰、飛灰でございまして、飛灰がセシウム2つ合わせて1,190ベクレルという数字でございます。これは、飛灰はすべて民間委託で処理をしております、茨城県鹿嶋市にあります中央電気工業というところで処理をお願いしております、いわゆる基準が8,000ベクレルというところでございますので、昨年7月にはかったときの数値とは比べものにならないほど、2分の1程度に薄くなっております。

一方、主灰についても、昨年の7月と比べて3分の1程度のあたりということで、昨年と比べると、どちらも下がっているということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） そうすると、干潟のグリーンパークですね、最終処分場には、そのものは行っていないということでもよろしいんですね。そうすると、この最終処分場の単位が違っていて、空気中のやつなどで全く問題ない数字になっておりますけれども、周りを見てもほとんどありませんので、安心していいのかなというふうには思いますので。

これは市民の皆さんにもやっぱり周知していただきたいなと思うんですよ。何回も聞かれるんですね、あそこは大丈夫なのかとか、はかっているのかという部分がありますので、ぜひその辺のところは周知をしていただきたいと、このように思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 先ほどの飛灰についてはすべて民間委託、グリーンパークに入っておりません。主灰の一部も民間委託にして延命化を図っておりますので、2割程度は民間に委託して処理しております。

今のお尋ねでございますけれども、例の放射線量についても、グリーンパークもクリーンセンターも1週間に1回はかかっておりまして、これはホームページ等でも公表しているところ、基準を下回っているというところがございます。

先ほどの線量じゃなくて物質、セシウムだとかヨウ素だとかというものについても、はかったものについてホームページで皆さんにお知らせをしているところがございますので、それで皆さんにお知らせしているといったところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） コンピュータを持っている方はいいんですけれども、やはり1回でもいいですね、全く出ていませんよということを示せば安心できると思うので、ぜひ広報なり何なりでちょっとお知らせしていただければ、また違うと思いますので、ぜひそういうふうな検討をしていただきたいと思います。

私の一般質問は終わります。以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時21分